

經濟安定委員會會議錄 第十九号

昭和二十八年七月二十四日(金曜日)

午前十一時二十六分開議

出席委員

委員長 佐伯 宗義君

理事小笠 公昭君 理事武田信之助君

理事栗田 英男君 理事阿部 五郎君

理事菊川 忠雄君 理事山本 勝市君

遠藤 三郎君 岸 信介君

迫水 久常君 西村 久之君

長谷川 峻君 牧野 寛索君

南 好雄君 山中 貞則君

渡邊 良夫君 神戶 眞君

楠美 省吾君 園田 直君

飛鳥田一雄君 石村 英雄君

稲富 稔人君 小林 進君

中村 時雄君 加藤常太郎君

出席國務大臣 岡野 清豪君

出席府委員 公正取引委 横田 正俊君

員會委員長 中野 哲夫君

通商産業事務 官(企業局長) 德永 久次君

通商産業事務 官(繊維局長) 德永 久次君

委員外の出席者 専門員 圓地與四松君

専門員 菅田清治郎君

七月二十四日

委員秋山利恭君、加藤宗平君、内田

信也君及び杉村沖治郎君辭任につ

き、その補欠として渡邊良夫君、牧

野寛索君、山中貞則君及び稲富稔人

君が議長の名で委員に選任され

同日 阿部五郎君が理事に補欠当選した。

同日 理事加藤常太郎君の補欠として山本

勝市君が理事に当選した。

同日 本日の會議に付した事件

理事互選

私的独占の禁止及び公正取引の確保

に關する法律の一部を改正する法律

案(内閣提出第一〇四号)

〇佐伯委員長 これより會議を開きま

す。まず理事の補欠選挙につきお諮りい

たします。去る七月十三日理事阿部五

郎君が委員を辭任せられ、同二十一日

に補欠選任せられました。次いで同二

十四日加藤常太郎君が理事を辭任せら

れましたので、この際

阿部 五郎君 山本 勝市君

をそれ〴〵理事に補欠選任したい

と存じますが、御異議はありません

か。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

〇佐伯委員長 それではそのように決

定いたします。

〇佐伯委員長 次に私的独占の禁止及

び公正取引の確立に關する法律の一部

を改正する法律案について審査を進め

ます。質疑の通告がありますのでこれ

を許します。なお岡野國務大臣に對す

る質疑は他の委員会との關係もあり、

なるべく簡潔にお願いしたいと存

じます。飛鳥田一雄君。

〇飛鳥田委員 前回大臣にお伺いをい

たしましたときに、大臣は昨年行われ

ました通産省の綿紡績に關する操短勸

告についてお答えをなさらずに、この

操短勸告をしたことの功罪というもの

は一応検討してみなければならぬと思

いますから、これは後ほどにお許しを

願いたいと思ひます、こういうふう

にお答えになつておられます。この点に

ついて御検討の結果を御発表賜わりた

い。

〇岡野國務大臣 お答え申し上げます

す。昨年の綿紡の操短につきまして

いる調べましたところが、当時滞貨

が九万梱であつたというふうなお話で

ございましたけれども、よく調べてみ

ますと二十七年の一月末には三十七万

二千梱、それから二月には三十六万六

千梱あつたはずであります。そこであ

の九万梱と申しますのはいわゆる綿紡

会社の在庫高でございます、われわ

れが見ておりますところの在庫高と申

しますのは織布工場にあるとか染色工

場にあるとか加工工場にあるとか、卸

問屋にたまつておつたとか、いわゆる

市場を圧迫するところの勢力を持つ

ておるところの在庫のことを考へてお

るわけでありまして。御承知でもござ

いまして、日本は朝鮮プームにより

まして非常に繊維製品の売れ行きが多

くなりまして、その点におきまして

プームが来たわけでございますけれど

も、二十六年の四月ごろから反動が参

りまして、同時にまた各国とも輸入制

限をするようになりまして、その売れ

行きが非常にスロー・ダウンしたとい

うようなことで、かた〴〵設備の拡張

はたくさんされておりますにもかかわらず

ず、また生産もどん〴〵できておるに

かかわりませぬ、需要が非常に悪くな

りまして、がた落ちと申しますか、動

きがなくなつたというところで、恐慌状

態になつたわけでございます。それか

らこの値段が採算がとれるのではない

かというおぼしめしでございます

が、よく調べてみますと、当時の原綿代

を換算いたしますと、八万四千五百円

という勘定になつて参ります。八万四

千五百円の原綿に約一万五千円の加工

費をかけますと、九万九千五百円とい

うのがいわゆる生産原価ということに

なるわけでございますが、それが建値

といまして八万四千円になつた。

八万四千円になつたといふことは、原

綿代をも償ふことができないというよう

な傾向が来た、こういうことで、あち

らこちらにいろ〴〵被害が起きますとい

うような情勢になつたものでございま

すから、通産省として操短を勧告する

ことになつたわけでございます。操短

を勧告してそれがあまり長く続いたの

ではないか、こういうような御説が出

ぬとも限りませんが、操短勸告をして、

その直後とは申しませんが、だん〴〵

と直りまして、業界の情勢もおちつき

ましたけれども、やはりまた昨年の十

一月ごろ再び同じようなことを繰返し

たというふうなこともございまして、

もう少し続けておつたらよいのではな

いかということになつて、本年五月ま

で続いたわけでありまして。本年に入り

ましてからは幾らか外需もございま

すし、もう勧告をやめてもよいのではな

いかという時期になりましたので、こ

の春実は勧告を撤去したわけでありま

す。そこで私もとして、もしあれが

あのまま何らの勧告もせずによつてお

つたらどうなつたかということをお考

えてみますと、ただ単に綿製品だけの事

態にとどまりませんで、それに関連し

ておるいろ〴〵な中小企業も非常な波

動を受けて、あるいは倒産がうんと出

たのではないかとしようということも考

えられましたし、それが事前に食ひと

められたということもいふことだと思

います。またそのために昨年の九月に

綿業会談があつたのでございまして、

綿業会談の席上でも、あの当時日本の

とつた処置はよかつたのだ、ダンピン

グにもならないし、また日本としても

採算がとれるようになつたのだからと

いうようなことで好評を博したという

ことを聞いております。いづれにいた

しましても、もしあの勧告なかりせば、

その当時の情勢がどういふことになつ

たであらうかといふことをわれ〴〵

考えますと、あの操短勸告によつて大

正九年のパニックのようなことが来ず

に済んだのではないかと。それは来てみ

なければ比較はできませんけれども、

事前に考へてそういうことになつたら

うとも考えられる。そういうような恐

慌が現われることを未然に防ぎ得たと

いうようなことを私どもは考えておる次第でございます。

○飛鳥田委員 今いろいろ私のあげた数字に対しての御説がありました。在庫の問題についても問題を故意に広げられて、日本全体の中にある数量をあげておられたが、普通綿紡績の業界についてわれ／＼が考えます場合には、通常業態の測定としてはランニング・ストックを目録とするものだと思いますが、その場合に、ランニング・ストックだけでなくて、一般のものについて特に取上げて換算をしなければならぬという理由がどこにあるのか。もう一つは原綿の値段のお話でありましたが、それでは原綿の値段はポンド当り幾らとせられるのか、これをお話いただきたいと思ひます。さらに続いて、もしこれが換短勧告を行なうければ業界に倒産相次いだらう、こういうお話であります。先日申しましたように、この換短勧告を受けました十大紡等については、利益金が二年間で九百三十億もあります。社内留保金が四百三十億もあるのです。にもかかわらず倒産をして行く理由がどこにあるのか。またもう一つの問題としては、現に換短勧告をせられた結果、むしろ倒産が続出した。すなわち一九五二年度の織維業者の倒産は、二百十八件に上つております。またその負債総額は九十七億一千六百万円という統計が出ております。これは結局換短勧告をせられて、そうして故意にこういう状態をつくられた結果、倒産相次いだのでございまして。この点についても、十大紡の利益の減少は防ぎ得たかもしれませんが、一般の中小織維業者を二百十八件も倒してしまつた、これが現実ではないかと私は思ふのです。この点についてのお話を伺いたいと思ひます。

○岡野國務大臣 お答え申し上げます。御説の通りに、大体通念として紡績会社がつたつておる相数が普通一般に発表されておる基準でございます。これは御説の通りでございますが、しかし通産行政として、社会に恐慌が起るかどうかというのを判断いたしますときには、やはり日本全体でどのくらい滞貨があるかということを見なければ、判断がつかないわけでございます。なるほど紡績会社にはこれだけではないけれども、それが市場に出で、市場を圧迫しておるといふことは一連の滞貨、すなわち在庫が多いというところに判断がせられる。それが市場を圧迫しておるといふことも考えられるので、われ／＼としては、その当時そういうことを研究してやつたという経過を御報告申し上げたわけでございます。

それから原綿の値段でございますが、あの当時四十四セントが五十五セントまでいつておりますけれども、四十四セントぐらいを採算の基礎としてとつております。

それから御説の倒産者が出たということでございますが、なるほど朝鮮ブームの反動が来て、もうどうしていいけないかというところまで行つて、倒産者がどん／＼出て来ておる矢先に、またそういうものが出来たわけでございます。それから、もし換短勧告でもいいたしませんでしたら、ます／＼そういうものが多くなつて行くという判断のもとに、われ／＼はそういう措置をとつたわけでございます。ただいまから

見まして、われ／＼としてはまあ妥当な措置ではなかつたかと考えておる次第であります。

○飛鳥田委員 朝鮮ブームの後退による問題、それによつて倒産者が相次いだ、こう言われますが、一九五二年中の二百十八件の織維業者の倒産については、どの経済評論家に當つても原料高の製品安だということに原因があるというところは明白になつておると思ひます。この問題について、故意に朝鮮の問題を引出されて責任を半分そつちを持つて行かれるというふうな御説については、私たちはどういふ承服が行かないところであります。しかしこれは見解の違ひでありまして、あらためて申し上げませんが、もつと現実を厳格にながめていただきたいというところをお願いいたします。

続いて改正案の二十四条の三、四項によりまして、これはこの独禁法の改正によつてできるカルテルは、原則として任意カルテルでなければならぬ、強制カルテルは認めないのだというところをこの条文の中につぎうたつております。ところがそれにもかかわらず、かりに今後通産省におかれ、綿紡について行つたような換短勧告、すなわちこの換短勧告を聞かない場合には原綿の割当をしないぞ、こういう罰則付の勧告を、もしせられるとするならば、それは任意カルテルではなくして強制カルテルにかつて来ると思ふのであります。その結果この改正法案が任意カルテルしか認めないというところについての完全な脱法行為が行われるだらう。こう私たちは考えざるを得ないのであります。この点について先日も公取の委員長にお伺いを

いたしましたところ、通産省がそのような勧告を今後も継続せられる限りは、この法律が体系を乱されて行くことはやむを得ない、強制カルテルが起きるだらうというふうな御趣旨の答弁があつたのであります。今後通産省はこの紡績について行つたような強制的な措置としての勧告を継続しておやりになる意思かどうか、もしおやりになるとするならばこんな法案はいらない、法律があつたところで一片の行政措置によつて完全にその趣旨をかえられて行くという結果になると思ひます。そういう勧告をなさる意思が今後あるかないか、やるかやらないか、この点について簡単にお答えをいただきましたと思ひます。

○岡野國務大臣 お答え申し上げます。今回の立法の趣旨にかんがみまして、今後勧告はいたさぬつもりであります。

○中村(時)委員 それに關連して。今、朝鮮事変云々によつて中小企業が倒産したというふうなお話でございますけれども、少くともこの倒産の理由の中には、中小業者が加工賃の切下げによつて受けた打撃の方がより大きい、すなわちあの十大紡に対する換短の結果が、現実にはこの方向に現われて来たといつてさしつかえないのではないかと思います。だからカルテルの悪というものがここに一つ現われて来たのではないかと申すのであります。これに対して通産大臣のお答えを願ひたい。

もう一点は、今申しました綿紡のカルテルによりまして不況であるという定義をつけられながら、実は各工場においてはどう／＼増産をしておる。この理由はどこにあるかを伺いたい。

○岡野國務大臣 たくさんの中でございまして、加工賃の切下げをされたために倒産をしたというのもあるいはあるかとも存じますが、大体において朝鮮ブームの反動によつてそういうふうになつたとは私は事実上了解しております。

それから第二段の御質問は、不況だといふながらどん／＼増産している理由はどこにあるかという御質問でございますが、これは綿業の長年の伝統でございます。それからまた、これはほかの業界にもあることでございまして、不況のときに設備を拡張しておけば好況になつたときにすぐ対応できる。これが商売人の根幹だと思ひます。と申しますことは、今海運界は御承知の通りに運賃が安うございまして、そして採算がとれなくて利子も払えないというのに、海運業者に聞きますと、この際だ、船をつくつておきたいというので、すぐ船をつくつておる。それはどういふことかと申しますと、苦しいときには何もかも苦しいのだから、いつそのこと苦しさを加重されても何でも忍んで将来の発展に備えるというものが企業家の意地だと思ひます。それは私も金儲けをやつておりましたとしても判断がつかないことでありますけれども、事實は海運業の方にいたしましたとしても紡績会社の方にいたしましたとしても、そういう気分があるものであります。そして御承知の通り日本は戦前千二百万錠ぐらゐり持つておつたのでございまして、これは長年の歴史を見てみましても、その当時持つていた生産設備をフル・パワーに働かしたことは絶対にないのでございまして。余剰をと

においてそれら関係方面が集まりまして、各種の角度から相當の議論もいたして、省としてきめたのであり、また纖維局においても関係方面の意見も徴し、陳情も受け、事情も調べいたしまして、総合的な観点から原案をお立てになり、それを省議等において、今申し上げたようなことできめたというものを、申し上げた次第でございます。

○岡野國務大臣　十大防の利益を確保

してやるために、通産省がそういうことをしたのではないかというようなお話をしていますが、われ／＼といったしましては、むしろ操短警告に対しては、十大紡が一番大きな利害關係があるのでございますが、しかし財界全般といったしまして、こういう情勢では紡績会社はもちろん、また関連産業はみみ地から見まして、この財界の混乱を防ぐには、こうした方がいいだろうというような総合觀察の上から、あの勸

告をいたしたわけでございます。十
大紡だけでもしくは大きな紡績会社だけの
利益を擁護するためにやつた次第で
はございませんことを、よく御了承を
願いたいと存じます。

○飛鳥田委員　今のお答えは、私の同

つたことに当たらないのです。九百三億も利益があつたということはうそかどうか、こういうことを伺つたので、九百三億利益があり、なおかつ金利も払つており、社内留保金も四百三十億ある。こういう実情においてやらなければならなかつたという理由を、伺いたいということが主であります。そしてまた、それでもなおかつ財界の混乱を防ぐためにやらなければならなかつた

という仰せのようではありますが、一体やられた結果、どこが利益したか、どこがしわ寄せを食つて倒産をして来たか、こういう事情を考へていただければ、大臣のおつしやつておる財界を救うという言葉は、言葉がうるわしいだけであつて、實際においては十大紡の利益を擁護することにほかならない。現実においてそういうことに帰着するのです。こういう事実をお認めになるかどうか。

○岡野国務大臣 十大紡が九百幾億の利益を得ておると仰せになります。おきまして、しかしもしあれをほうつてしまつて、それからまだほかにも非常な苦難を財界に与えた。私は日本財界全体というものを考へまして、もしあのときにやらずに、あの紡績の混乱から、ほかの産業にも影響を及ぼしたならば、大正九年の恐慌が出現したと思ひます。そういたしますと、ただ単に紡績のみならず、あらゆる財界が非常に混乱状態に陥ることになりはせぬか、こう考へるわけでありま。通産省はどこにしわ寄せされるか、どこに利益を与えるかというとは、考へないわけではなかつたでございませうが、しかしあの当時の状況を見ますれば、あれが口火となりまして、日本財界、ことに非常に底の浅い経済の基礎を持つておる日本が、どんなパニックを来たさぬとも限らない、こういう観点から、この勧告をしたゆえんでございます。

○飛鳥田委員 結局大正九年のパニックの問題をこつちへ持つて来られるのであります。大正九年に置かれた日本の状況と、現在の日本の状況とは、

経済的に違ひます。これはそう簡単に比較し、そう簡単に引用することのできない大きな違ひがあります。これは時間もありませんので、詳しくは申し上げませんが、どなたもお認めになると思ひます。同時に今のお話でありまして、この綿紡績の業界において不況を食いとめなければ、将来日本全体に波及するパニックになるだろう、こういうお話でありまして、こゝでも私たちはこういうふうな考へております。

綿紡績を含めて、鉄鋼業界についても、その他についても、むしろ政府が海外市場を積極的に開拓すること、あるいは安い原料を輸入すること、こういうような諸施設をサポーターとしておる結果が、このようなあるいはパニックにでも発展するかもしれないという状況を巻き起したのであつて、こういうサポーターをしながら、また一方においてあなた御自身も認めておられるような毒まんじゅうを使つて行かなければならぬ。こういうところから私は非常に政策の責任が認められる。また政府としても責任をとらなければならぬ原因がある。そういう問題をたな上げしておいて、中小企業あるいは労働者にしわ寄せになるような、そういう操短勧告をとられることについて、どう考へておられるか、こういうことも何つておきたいと思ひます。

○岡野国務大臣 お答え申し上げます。私は大正九年の経験者でございませうが、そのときと、今の日本の経済情勢とを比較しますと、これは違つておることは非常な違ひでございませう。同時に違つておることは、悪く違つておるのでございませう。大正九年のときには、少くとも日本は世界に冠た

るとは申しませんが、経済上に関して相当な力強い力を持つておつたのでございませう。同時に国力をいたしまして、なか／＼つばな国力でございませう。ただいまは御承知の通りに戦争に負けまして、また全面的にいろいろの条約もできておりませうし、また貿易協定とか通商航海条約とかいうものもできておりませう。そういうような時期でございませうから、財界の基礎がどちが強くどちが弱いかと申しますれば、大正九年の当時の方が財界の基礎が非常に強くて、今日の財界の方が基礎が弱いといふことは私は判断がつくと思ひます。それから次に対策すなわち輸出に対する政府の怠慢である、またその促進策が貧困である、政策が貧困である、こういうような御批評でございませう。なるほど、独立後二年にもなりませうが、一年半くらいになります。賠償問題も片づいておりませうし、また対外的のいろ／＼な外交交渉をやつておるにつぎましても、実力が伴ひませうために十分なることもできませうで、業者の方々に對して、昔のありし日の日本のごとく商売を海外にできるようにして差上げたいという熱意と信念に燃えて、できるだけ輸出伸展のために外交交渉も、相手方のドアを開いてもらつて、また努力はしておられますけれども、まだそれがほんとうに昔の通りの状態に外国に對して交渉がうまく行つておらぬことは、独立後わずかしかたつて、実績でございませう。しかしわれ／＼といひましては、海外市場の開拓に努力をいたしまして、海外市場の開拓に努力を、同時に輸出のできるようにして行きたい、こ

う考へております。しかしこれは日本だけの問題ではございませうで、かりに對等な立場におりまして、向うが輸入制限をするというふうなことになるますればいたし方がないことでございませう。御承知の通り、日本が非常に苦しくなりましたことは、あのオタワ會議によりまして、英プロツクの諸国が輸入制限、すなわちプロツク経済をやつて行くといふような情勢があつたために、日本はだん／＼と追い込められて窒息しかつたといふ歴史がございませう。しかし今日は日本の国力が非常に衰へておるにかかわらず、外国が輸入制限をしておる、こういうことでございませうから、その点においてわれわれの立場をいたしまして非常に苦しいことはお認め願へると存じます。しかしそのためにわれ／＼がサポーターユとしておつて業者の方々に——日本でつくつた物がよそへ売れなくなつた、それを救つて差上げるといふ力がなかつたことも國際情勢の結果として事実でございませう。そのようなことはよく内外の情勢と、また過去と現実とお比べくださいまして御判断を願ひたいと思ひます。

○中村(時)委員 今お話を聞いておりますと、十大紡のみでないというお話であります。事實は十大紡を中心として、アウター・サイダーとしてこれをやはり強固に——もしもこのカルテルに入らない場合には原綿の割当をしないという強硬な立場からこのカルテルを結んで行つた私たち承知しておるわけでありませう。さすれば、そのアウター・サイダーによつてこれらの新紡、新々紡が操短をした結果、次に来ると

ころの原綿の割当が減つて来る、そのために十大紡との対立が非常に大きな問題として現れてゐるわけなのであります。と同時に、それらの結果が、この新紡あるいは新々紡の人たちは背に腹はかえられぬといひます。通産省に向つてもお役人様／＼で原綿の割当を少しでももらわなくてはならないといふような状態になつて来る。そのために、腹の中では官僚的なこつしやつ配をたくないと思つていらつしやつても、事實は官僚的なこつしやつ配の非常な権力を利用して強さが現われて来る。そういう結果が現実に見えてゐる。そういうふうなことを通産大臣はどういうふうにお考へになつてゐるか。もう一つ今申しました操短の結果が中小企業あるいは消費者に対する綿布の値上りとして現れて来たのであつて、十大紡を助けて得々としていらつしやいますけれども、その肩がわりは消費者が受持つたわけでありませう。何も國外的にプラスになつたわけでもなし、国内的にそういう操作によつて十大紡のみが助かつたといつた姿を考へたときに、少くとも今後における委員会などに——この前も一度申しましてどういふようですが、もう一度最後にお尋ねをしておきたいのですが、たとえば労働組合であるとか消費者代表であるとか、そういうものを入れて一つの機構を構成して行く御意思があるかないか。倒産の結果において、次に考へるといつたのでは間に合はぬ。實際に倒れてゐるところは現実に目に見えてゐる。たとえば首切りが二万人以上行われた。こういう人々を救うといふ観点がちつとも出ない。さすればこの独禁法の目的に反することにな

る。独禁法の目的にはちやんと書いてある。雇傭及び国民実所得の水準を高め、以て、一般消費者の利益を確保するとともに、国民経済の民主的で健全な発達を促進する」とちやんと出ておる。完全にあなたの言つていらつしやる行為といふものは、これに相反する行為をあえてしなから、みずから得々としていらつしやる状態をどのようにお考えになつていらつしやるか、最後に聞いておきたい。

○岡野国務大臣 お答え申し上げます。昔からよく官僚統制という言葉が使われておりますが、この前の勧告がときなんかは官僚統制ではなくて、むしろ大きな立場から財界の将来を心配してやられたことで、官僚はやむを得ずその仕事をしたという形じやないか、こう考へております。それから今後消費者とか何とかいうようなもの代表を入れてそういうことを研究したかどうかということですが、これはいづれそういうことも考慮しなければならぬかとも思いますが、ただいまのところでは考へておりません。

○飛鳥田委員 時間もありませんので最後にまとめて伺います。先ほどの綿紡に関する操短勧告でありますが、この勧告の内容は十大紡に対するものと新紡、新々紡に対するものでは非常に差異があつて、十大紡だけに有利な形を現わすように勧告せられておつた、こういう事実はどういうふうにお説明になるのでしょうか。

第二点としましては、カルテル結成を許します結果は、国内に対する価格をつり上げ、海外に対する出血価格のダンピングが行われるであらうことは想像にかたくないと思ひます。こうい

うようなくあいで、日本がカルテルを許すことによつて、諸外国は日本のダンピングを非常におそれる結果になると思ひます。現在ですら日本の輸出に對して各国は警戒の目を放つておるのでありまして、あなた方が一番信頼をかり得ているアメリカの国民ですら、現在日本の商品に対する反対の聲が上つておる。たとえば本ネジの産業とか、光学産業とかいうもののアメリカの代表者は、日本の競争からの保護をすでに要請しておりますし、ミシンとかまぐろ、時計、スカーフというようなものの関税の引上げがアメリカで問題になつております。また東南アジアの諸国においてもそういうふうなことが考慮せられておる。こういうような情勢を、カルテルを許容することによつてより強めてしまひはしないかと考へて参りますと、カルテルというものが日本の貿易振興に資さずして、かえつて害になつて行かぬか、こういうふうな私には考へる部分があるのではありません。この点について大臣の御所見を伺わしていただきたい。

○岡野国務大臣 勧告の当時の差別につきましては繊維局長から御答弁さしていただきますことと存じます。第二点の、こういうことをしたならば、外国が日本に對して悪い感じと申しますか、そのために貿易がかわつて阻害されるのじやないか、こういうようなこととでございしますが、なるほどアメリカは強力なる独禁法がございします。しかし世界貿易に参加してございします。この国を見ますと、独禁法のない国もありまして、また西独あたりは今占領法規から脱して自主的の法案をつくりまして、この独禁法の改正案を出して

そうであります。こういうような点から考へてみますと、日本の今日の改正案というものは外国との商売上刺激するといふことにはならないと私は考へております。物事はとりやうでございまして、いわゆる向うでこれによつて非常な損害を受けるというようなことが出て来る業者というものはあるいは非常に取上げましてやかましく言われるかと思ひますけれども、しかし各国の例を見ますと、この独禁法の改正すなわち本案に出ておりますことによりまして、日本の輸出貿易が外国から非常にいじめられる主なる材料、また非常な害を及ぼすものであるといふふうな私どもは考へておらぬ次第であります。

○飛鳥田委員 今のお話はあまりにも抽象的で私にはうべなえなないお話であります。と申しますのは諸外国、たとえばドイツなどとお比べになりまして、かつての日本が世界貿易場裡にどういふ形で出現しておつたか、こういうことを考へていただかなければ問題の解明にならない。少くとも世界の貿易場裡において、日本はかつて武力を背景にすること、もう一つは低賃金による労働力のダンピングというこの二つで、世界各國に對抗しておつたのが事実であります。こういう実情の上に立つて、諸外国が今日日本のカルテルを許すという法律を見ますならば、それらまた低賃金による労働ダンピングが始まるのじやないかという印象を受けることは当然であります。そういうことのないかつた諸外国と比べて、外国ではやつておりますが大丈夫でございまして、こういう御返事はあまりにも日本の特種的な地位を無視したお答えであ

つて、この点について実情をもつとよく見ていただくことをお願いいたします。同時に繊維局長のお話も伺わさせていただきますと思ひます。

○徳永政府委員 先ほどお尋ねの中に、昨年の三月からやりました操短勧告の内容が十大紡あるいは新紡、新々紡に対する取扱ひにおいて十大紡に有利なような勧告をしたのではないかと、いうようなお尋ねがあつたのでございしますが、私もどういふデータからさうなお尋ねになつてゐるのか了解に苦しむのであります。また業界全体は全然ございしません。また業界全体は政府のやりまことを全部が知つてゐるわけでありまして、今お話のようない点がありますならば当然業界内部の相互間においても問題になるので、さういふ点は操短勧告当初からないと思ひます。

○石村委員 先ほどの岡野大臣の御答弁を聞きますと、結局あのとき綿紡の操短でもやらなかつたらもうとひとことが起つたらう、そしてあゝの独禁法のなかつた大正十年の恐慌を例にお引きになりましたが、これはわれわれとはまるで根本的に考へ方、見方が違ふのであります。それを追及しても結局並行操短に立たないと思ひますから、先ほどの中野政府委員の御答弁についてお聞きいたしますが、あれではこの前の御答弁のままでありまして、われわれ／＼あの綿紡操短の結果として、大紡は助かつたであらうが、中小の繊維業者は非常に損害をこうむつた、迷惑を見たといふことを聞いてゐるわけでありまして。今後ともそういうことがあり得ると思うのですが、それであのとき具体的に中小企業庁は賛成なら賛

成の御返事をいつどなたがなさつたのか。また関係団体の意見も聞いたといふことではあります。このどういふ団体のだれがいつ賛成したかといふことを具体的に返事をしてもらいたい。漠然と総合勘案してやつたのだといふことでは聞いた意味をなさないと思ひます。具体的にお答えを願ひたい。

○中野政府委員 いつどこでだれがやつたかといふ具体的のお話ということとでございしますが、関係業界においても今繊維局長からお答えしました通り、いろいろの折衝がございしましたし、うし、また各団体から繊維局長に意見を述べ、あるいは陳情をすることもいろいろあると思はれるので、そういうことがなしに役人だけが一部の話を聞いてやつたといふことは絶対ない、こういうことを申し上げた次第でございします。また中におきましても中小企業庁その他全体の関係部局の会合をしれば繰返して聞き、議論したあげくやつたといふことは前回申し上げました通りで、結論として通産省全体として日本の産業全体を見てあゝいう結論に到達した、こういうことを申し上げた次第であります。

○石村委員 われ／＼はこの前の操短の結果についていふ／＼な業者からあんなことをされては困るというのをしきりに聞いてゐるわけですが、この前の操短のときそんなら前たちに賛成したじやないか、こういうことをはつきりしたならした、しなかつたらしなかつたといふことをはつきりさしてゐる考へて、ただ漠然と今のようないろいろ考へて、い／＼意見を相談してやつたのだといふことでなしに、これはこの間という質問をするかといふ

ことでしたから、こういうことを具体的に返事をしてもらいたい。このように申したいのですが、今なければ、あとでもいいのですが、あとにでもはつきりした去年の実例を教えてくださいたいと思います。

○中野政府委員 お言葉を返すようでございますが、当時の通産省といたしましては内部的にも外部的にも各方面の意向を聴取し、これを総合勘案してああいうふうな案を当時としては必要やむを得ずきめたということをお答え申し上げます。

○中村(時)委員 ちよつとお尋ねしますが、あなた方通産省がやつた操短というものは完全にカルテル行為だ。そうすると当然公取委員会の認定があるわけだ。あるいは許可になつておつたかもしれないけれども、それに対して公取に相談して、公取がこれを認めてあなた方はやつたのかということをお聞きしたい。

○中野政府委員 お答えいたします。綿紡操短は毎回御説明申し上げます通り、通産大臣の勧告に基いてやつているのであります。これを逆に申しますと業者間が相互に協定をいたして生産数量をきめるというようなことはなかつたのでございます。従いまして通産省としては当時現行独禁法に違反するというような判断は下さなかつたのでございます。

○中村(時)委員 こういう独禁法というものがあつたが、通産大臣の勧告によつて行われるということが決定すれば、行政機構の権力というものは少くともこういう法案よりも上に立つことができるという考え方をあなたは持つていらつしやるわけですか。

○中野政府委員 当時の実質論、必要論から申し上げますれば、先ほど大臣から毎々申し上げた通りでございますが、通産省といたしましては綿紡業界と申しますか、綿紡関連業界全体の安定をはかるという産業行政上の責任もあるわけでございますので、そういう勧告を発した次第でございます。

○中村(時)委員 話がポイントをはずれてしまつておるのだ。私の聞いてゐるのは、行政機構の方がこの法案よりも上に立つという考え方をあなたは持つてゐるのかどうかということをお聞きしたい。

○中野政府委員 この法案の上下ということはなしに、通産省の責任で當時操短を勧告したしたのであります。

○中村(時)委員 法的根拠があつてこそあらゆる社会の秩序というものが考へられてゐるわけだ。しかるにあなたのような考え方をもちつて、ただ自分の責任においてということになれば、一体世の中はどうなつてしまふのか。私はその点をあなたにお聞きしたい。

もう一点はあらゆる角度からあらゆる人に聞いたというが、一体だれに聞いたのですか。そういう点をもう少しはつきりと、自分の実際の責任が——あなた方は行政機構としての責任のことを言つていらつしやるのだから、そういう責任がどこにあつて、だれに聞いたかはつきりしていただきたい。

○中野政府委員 行政指導でやつたのでございませう。現行法律の上に立つた下に立つたかというようなきり／＼の法律論としてこの問題を考えますと、私はあの勧告に、法律上の意味において従うというような、法律論の義務はな

かつたのではないか、かように考えられますので、その点からいたしたのであります。

○飛鳥田委員 原綿の割当をしないというおそろしい罰則がついてゐるじやありませんか。それを法律上はななどという言い方はあんまりばかにしておる。それを強制された業者はあんまりかわいそうですよ。そういう言い方は改めていただきたい。

○佐伯委員 時間がございませんで、一問ずつお許し申し上げます。

○中村(時)委員 もう一問だそうだから、よく聞いてください。通産省の役人、よく聞いておつてくれよ。この法案の中においてあるいはわく外に於いて、そういう権限をあなた方はいかなる法律なりいかなる角度から与へられてゐるかということをお聞きしたいのです。

○中野政府委員 実質的に申し上げますれば、産業官庁としての行政指導でございます。ただ、ただいま申しました点には、たちまちそういうような御質問があるものと予想されるのですが、この法律を打破るような法律的な権限があるかという点につきまして、あの勧告に点から申し上げますれば、あの勧告につきましては、厳密な意味で、法律的にあの勧告自体に従う、こういう法律的な義務はなかつたのではないかと申しますか、そういう点から申し上げますれば、外国為替割当の操作をやるということもお話の通り事実でございませうから、実質と形式をそのように……

○山本(勝)委員 私は社会党と同じ立場ではありませうけれども、きわめて重大でありますから、もつとまじめに

答へられる方がよいと思う。一体この独占禁止法を審議する場合に、通産省の方は自分たちが産業の責任者であるとその一点だけを考へておられるようでありませうけれども、その一点からだけでは解決できない。先ほど自分たちが独断でやつたんでは決してない、各方面の意向を聞いたんだ。具体的にいうが、具体的にいうことは私は聞いておりません。各方面に相談したという中に公取委員会も含んでおつたのかおらないのか。法律上相談すべき義務があるかないかという法律解釈を聞いておるのではありません。少くとも独占禁止法というものがあつて、公取委員会というものがあつて、法律上の解釈はどうあろうとも、各方面に相談する場合には、公取委員会に相談されるのが順当である。今後法律上責任がないから相談しないんだというふうな態度で行かれるならば、われ／＼も重大な決心をしなければならぬ。落んだことをかれこれ責めるのではありませんから、もしほんとうに相談されなかつたならば、今後はよく相談して行くとか何とかまじめな態度を示してもいい。どうも私は質問するつもりではなかつたんですけれども、先ほど来の態度はまことにふまじめだと思ふ。

○中野政府委員 私の答弁の中で、法律上の義務があるとかなかつたとかいう点の御説明は申し過ぎの点があつたように思ひますので、その部分は取消さしていただきます。

○山本(勝)委員 法律上のことを聞いておるのではありません。ただ法律上その義務があるか否かが、通産省としてはこれだけの決定をなさると

きに、いろいろの方に相談されるという中には、公取委員会も含まれるのが適當ではないか、私はこういうふうにか考へる。含まれておつたのであるかどうかというところをお聞きしておるんです。

○中野政府委員 御質問の御趣旨まことにござつとも私にも存じます。操短の決定事前に、公取委員会に相談はあつたのかと存じます。先ほどその点に關する各方面という点の矛盾も、私の答へる点も取消さしていただきます。

○阿部委員 大臣にお尋ねしたいのでありますが、先ほど来の政府委員の答へを聞いてみると、経済界の情勢が法律通りの行政措置をもつてはそれに対処することができないような情勢が見えた場合には、行政官庁として法律外の、少くとも、これを無視して行政措置を、事態を救うためにはいいのだという觀念に立つてゐるのかのごとくに聞えるのであります。すなわち紡績界の状態がカルテル同様の効果を生ぜしめるような行政措置を必要としたのであるから、この独禁法が存在してカルテルを業者が行つてはならないのであるけれども、行政措置として行政官庁がこれを行う場合にはかまわないんだ、こういうふうな考え方を持つておるようでありませう。すなわち行政官庁は法律に反して、法律よりも上の立場から行政行為をやつてゐるのだ、こういう觀念を持つておるようであります。これはまことにゆゆしいことでありまして、完全に法律という秩序を無視する行政ファツショの考へ方でありまして、これは決して監視することはできないと思ふのでありま

○岡野國務大臣　これは政府委員の言葉が足りなかつたのか、言いまわし方がいけなかつたのか存じませんが、とも、今までといったにしても、仰せのごとく法律より上に行政権があるというやうなことは絶対にあり得ないことでございます、もしそういうことがありますれば、これは言語道断でございます。やはりわれ／＼はその法律の範圍内において行政をする。行政権はどこまでも法律を侵すわけには参りま

○阿部委員 将来のことについての大臣のお考えは一応わかりましたが、当時の大臣ではありませんけれども、過去紡績に対してとつたあの措置について、大臣の御認識がまだ徹底を欠いておるのではないかと思う。あれが独禁法に実質上違反するものとお考えになりますか、あるいはあれで合法であるとお考えになりますか。この点をはつきりおつしやつていただきたい。

○岡野國務大臣 私は独禁法違反であるということは考えておりません。あるいはその点に手続上の欠陥があつた

のじやないかと存じます。と申しま
すことは、御承知の通りに行政指導に
よつて産業行政を運行して行くために
は、やはりああいうことをした方がよ
い、またそれより独禁法に触れておら
ぬような形式になつておりますが、先
ほどの御説のように、公正取引委員
会という独禁法について十分監視をさ
れておられる一つの官庁があるのでご
ざいますから、それと十分打合せも
し、もしくは御了解を得てやるべきは

○阿部委員 おつしやる点よくわかりましたが、過去に対する認識が違つておつたならば、将来についても危惧の念を持たざるを得ないのであります。そこで大臣にさらにつつ込んで承りましたのですが、大臣は、あの節は手続上に欠陥があつたかもしれないけれども違法ではない、かようにおつしやつたのであります。それでは、はたしてあの当時施行せられておつた独禁法のもとにおいて、何らかよりよい手続を

とつたならば、あれと同様の効果を生ずることができたものとお考えになりますか。私は**独禁法**が存在する以上、

そういうことはできない、どういふ手続をとらうとできないはずだと確信しておるのです。ことに、おつしやるように公取委員会に御相談になつたところ、公取委員会としても、あの法律のもとにそれを同意するようなことはできるはずはないと思うのであります。この点、大臣並びに公取委員長の御見解を承りたい。

○岡野国務大臣　当時としては、幾度も繰返し申し上げましたように、通産

起きますので、先ほどから申し上げますように、今後はそういう勧告はしないことになっております。

○横田政府委員 綿紡及び化繊の操短については、通産省から御相談がございませんでした。また正式に御相談を受けても、独占禁止法に触れる場合には、よいとか悪いとか申し上げる余地はないわけであります。

○佐伯委員長 この際、菊川忠雄君より発言を求められておりますのでこれ

を許します。

○菊川委員 この際、本委員会における独禁法改正案の審議の今までの経過

にかんがみて、委員長にお尋ねをして、その後要望を申し上げたいと思います。と申しますのは、このことは私先般の理事会の席上でも発言をしたのでありますが、それを補足して、本委員会の記録におとめおき願いたいという意味で、質問と要望を申し上げます。この独禁法の改正案は、言うまでもなく吉田内閣が本国会に提案された重要法案の一つでありまして、世間ではスト規制法とそしてこの独禁法の改正

三日ごろまでに衆議院の方はあがるというふうな方針に対しまして、快くわれ／＼は協力いたして参つたつもりであります。しかるに今日までの法案の審議の経過を振り返つてみますと、という／＼の事情はございましたが、七月の二日に本会議に上程されそして本委員会にまわつて参りました、しかも今日まですでに二十日以上を経過いたしておりますから、その間において、あとの半分の十日余というものは実は

本法律の審議のためにあらずして、自由党、改進黨の諸君の間においての修正案の調整のために、ほとんど費され

ております。私ども、もちろん他党のそれ／＼の事情は尊重しなければならぬのでありますから、その期間をずっと注目しながら待つておつたのであります。本日ようやくその調整案がまとまつて、後刻提案をされるのであります。そこで私はその点について、この委員会において、明瞭に確認を願ひたいと思ふ点は、今までの委員会の経過を見ますと、実を申し上げますと、はなはだ申し上げることは遺憾なこと

でございするが、かえつて政府と
党である自由党の委員諸君の出席がは
なはだ良好でございせん。きよう
はどういう風の吹きまわしか、はなは
だ出席良好であります。今までほとん
どそれらの方々が、単に一、二の方を
除いては顔を見せたりはおりませんし、
また中にはおそろくこの委員会を通じ
て、顔を見せないで済ます委員の方も
おいでになりますいかと心配してお
るのであります。これが、はたして政
府が重要法案としてこの国会に提案
し、与党として審議を尽くすための委員
会における委員の責務であるのだらう
かと、私は国民とともににはなはだ遺憾
に思ふのであります。しかもこの法案
について、最後まで与党である自由党
の諸君が、修正についての調整のため
に態度がきまらぬとして時間を空費
された。このために参議院に参りまし
ても、おそろく参議院の諸君は審議の
時間を非常に短縮されて、審議の上に
不自由を来すという結果になると思
います。そういう点において、委員長は
こういうふうな経済安定委員会の今ま
での経過につきましては、どういふ
うな御見解を持つておられるのか、こ
の点を私はお尋ねをいたしたいのであ
ります。私はこういう重要法案を審議
いたす委員の一人といたしまして、今
後こういう委員会の委員として職責を
果たす上において大いに考慮をしなければならぬ点でございする、この機
会にこの点をまずお尋ねをいたしたい
と思ひます。

それからいまい一つは、こういう法案
は、たいていの場合には、野党側はこ
の審議を引延ばす態度に出ておりま
す。しかしふしぎなことには、この委
員会に關しては、結果におきましては
野党側は審議を促進するための役割を
果たしまして、与党並びに半与党の諸君
が審議を延ばす挙に出ておるのであり
ます。こういうふうなふしぎな委員会
が一体はかにあるかどうか、ひとつ委
員長の御見解を伺いたいと思ひます。
それで慎重審議をされることは非常に
けつこうでありますけれども、一体十
日間の時間の空費と申しまするか、あ
るいは慎重審議をされた御熱心なため
に費された時間、これは明確にそうい
う事情にあるとわれ／＼は考えておる
のだが、この点は、委員長は確認をし
ておられるかどうか、この二点につ
いてお尋ねを申し上げたいのでありま
す。従ひまして、これらの点について
の委員長の御見解に基いて、本委員会
がかくも遅延をし、しかも本日のある
新聞によりましては、最も遅れたこと
ろの法案審議であるというおほめの言
葉をいたしておられますが、野党の
名譽ではなくして与党の名譽のため
に、この点については、本会議に報告
をされる場合においても審議の経過の
中に、何らかの弁明があつてしかるべ
きだと考えますが、委員長はどうい
ふふうにお考えになつておりますか。こ
れだけのことをお伺ひいたします。

○佐伯委員長 たいだいま菊川委員から
委員会の運営につきまして、委員長に
對する御注意がございました。私はま
ことに適正な御注意であると存するの
であります。ただいまお話の通り本委
員会は、本国会において三大立法の一
つと言はれる独占禁止法が、御承知の
通り今日まで延びて参つたのでありま
す。しかるにもかかわらず、この委員
会が今日まで与野党ともに民主的に運
営をして参りましたことは、皆さんも
御承知の通りと存じます。ただいま、
野党といえどもいまだかつて引延ばし
のための態度は、私は見受けることは
できません。さらばと申しまして、与
党の方々がやはり力をもつて押さえる
というがごとき態度も、少しも見受け
られないのであります。こういう結果
から、本国会におきましては、参議院
に回付をせられまして審議に十二分の
時間を与えねばならないということ
を皆様もよく御承知でありながら、今日
まで自然に延びて参つたのではない
かと存するのであります。この点は私
たちはいまだ委員としてよくなれてお
りませんので、たいへんまずいところ
も多かつたことは存じておりますが、
が、ただいま菊川さんの御注意は深く
傾聴いたしまして、今後の委員会の運
営には御趣旨に沿うように努めたいと
存じております。

それでは本案に対する質疑は結局い
たしました。
ただいま委員長の手元に栗田英男君
外十七名提出の修正案が提出されてお
りますので、この際提出者より趣旨弁
明を求めます。栗田君。

二 当該商品について自由な競争
が行われていること。
第一項の規定による指定は、告
示によつてこれを行う。
著作物を発行する事業者又はそ
の発行する物を販売する事業者
が、その物の販売の相手方たる事
業者とその物の再販売価格を決定
し、これを維持するためにする正
当な行為についても、第一項と同
様とする。

第一項又は前項に規定する販売
の相手方たる事業者には、左に掲
げる法律の規定に基いて設立され
た団体を含まぬものとする。但
し、第八号に掲げる法律の規定に
基いて設立された団体にあつて
は、事業協同組合又は協同組合連
合会が当該事業協同組合又は協同
組合連合会を直接又は間接に構成
する者の消費の用に供する第二項
に規定する商品又は第四項に規定
する物を買ひ受ける場合に限る。

一 国家公務員法
二 農業協同組合法
三 国家公務員共済組合法（日本
専売公社法第五十一条第一項、
日本国有鉄道法第五十七条第一
項及び日本電信電話公社法第八
十条第一項において準用する場
合を含む。）
四 消費生活協同組合法
五 水産業協同組合法
六 公共企業体等労働関係法
七 労働組合法
八 中小企業等協同組合法
九 地方公務員法
十 森林法
十一 地方公営企業労働関係法

第一項に規定する事業者は、同
項に規定する再販売価格を決定
し、これを維持するための契約を
したときは、公正取引委員会規則
の定めるところにより、その契約
の成立の日から三十日以内に、そ
の旨を公正取引委員会に届け出な
ければならない。但し、公正取引
委員会規則の定める場合は、この
限りでない。

(以下「生産業者等」という。)が、次項又は第三項の認可を受けて共同行為(事業者団体がその構成員に共同行為をさせる行為を含む。以下同じ。)については、これを適用しない。但し、不正な取引方法を用いるとき、若しくは事業者が不正な取引方法に該当する行為をさせるようにするとき、又は第七項の規定による公示があつた後一箇月を経過したとき(第六項の請求に応じ、当該事業に係る主務大臣(以下「主務大臣」という。)が、第五項の規定による処分をした場合を除く。)は、この限りでない。

一 当該商品の価格がその平均生産費を下り、且つ、当該事業者の相当部分の事業の継続が困難となるに至るおそれがあること。

二 企業の合理化によつては、前号に掲げる事態を克服することが困難であること。

生産業者等は、前項に規定する場合において、同項に規定する事態を克服するため、生産数量、販売数量又は設備の制限に係る共同行為(設備の更新又は改良を妨げるものを除く。)をしようとするときは、公正取引委員会規則の定めるところにより、主務大臣の認可を受けることができる。

生産業者等は、第一項に規定する場合であつて、技術的理由により当該事業に係る商品の生産数量を制限することが著しく困難であ

る場合において、対価の決定に係る共同行為をしようとするときは、公正取引委員会規則の定めるところにより、主務大臣の認可を受けることができる。前項の認可を受けて共同行為をした後において、同項に規定する共同行為のみをもつてしては第一項に規定する事態を克服することが著しく困難である場合において、前項に規定する共同行為とともに対価の決定に係る共同行為をしようとするときも、同様とする。

公正取引委員会
主務大臣は、前二項の認可をしようとするときは、申請に係る共同行為が前二項に規定する要件に適合し、且つ、その共同行為が左の各号に該当している旨の公正取引委員会の認定を得なければならぬ。次項の規定による処分をしようとするときも、同様とする。

一 第一項に規定する事態を克服するため必要な程度をこえていないこと。

二 一般消費者及び関連事業者の利益を不当に害するおそれがないこと。

三 不当に差別的でないこと。

四 その共同行為に参加し、又はその共同行為から脱退することによって不当に制限しないこと。

主務大臣は、第二項又は第三項の認可をした後において、当該共同行為が左の各号の一に該当するに至つたと認めるときは、その行

為をしていゝ生産業者等に対し、これを変更すべきことを命じ、又はその認可を取り消すことができる。

一 第二項又は第三項に規定する要件を欠くこと。

二 その内容が前項各号に該当するものでないこと。

公正取引委員会は、前項の規定による処分をする必要があると認めるときは、主務大臣に対し、当該処分をすべきことを請求することができる。

公正取引委員会は、第二項若しくは第三項の認可の申請があつた場合において、その請求をしたときは、遅滞なく、当該申請を認可し、若しくは却下し、又は第二項若しくは第三項に規定する旨の公正取引委員会の認定を得なければならぬ。

第二項又は第三項の認可を受け、共同行為をする生産業者等は、当該共同行為を廃止したときは、遅滞なく、その旨を主務大臣に届け出なければならない。

主務大臣は、第五項の規定による処分をしたとき、又は前項の規定による届出を受理したときは、遅滞なく、その旨を公正取引委員会に通知しなければならない。

第二項又は第三項の認可にして不服がある利害関係人は、認可があつた日から三十日以内に、その旨を記載した書面をもつて、公正取引委員会に不服の申立をするこ

とができる。

公正取引委員会は、前項の不服の申立があつたときは、公正取引委員会規則の定めるところにより、公開による聴聞を行つて決定をし、当該主務大臣及び申立人に文書をもつて通知しなければならない。

主務大臣は、前項の規定による通知を受けたときは、遅滞なく、その決定に従ひ必要な措置をとらなければならない。

公正取引委員会
主務大臣は、第二項若しくは第三項の認可又は第五項の規定による処分をするため必要があるときは、当該認可又は処分に係る事業者(需要者たる者を除く。)の利益を不当に害するおそれがないこと。

二 一般消費者及び関連事業者(需要者たる者を除く。)の利益を不当に害するおそれがないこと。

三 不当に差別的でないこと。

四 その共同行為に参加し、又はその共同行為から脱退することによって不当に制限しないこと。

五 共同行為に参加している者相互間において生産品種の制限の内容が異なる場合においては、特定の品種の生産を不当に特定の事業者に集中するものでないこと。

前条第一項但書及び同条第五項から第十三項までの規定は、第二項の共同行為について、これを準用する。

第三十五條の四第二号中「不正競争方法」を「不正な取引方法」

に改め、同条第三号を次のように改める。

三 認可、認定、同意、協議及び処分請求並びに届出、報告及び通知の受理に關すること。

第六十五条中「第十一條第五項」

を「第十一條第一項又は第二項〇、第二十四條の三第二項若しくは第三項又は第二十四條の四第二項」に改める。

第六十七條第一項を次のように改める。

裁判所は、緊急の必要があると認めるときは、公正取引委員會の申立により、第三條、第六條第一項、第八條第一項、第九條第一項若しくは第二項、第十條第一項、第十一條第一項、第十三條第一項若しくは第二項、第十四條第一項、第十五條第一項（第十六條において準用する場合を含む）、第十七條又は第十九條の規定に違反する疑のある行為をしてゐるものに対し、当該行為、議決権の行使若しくは会社の役員業務の執行を一時停止すべきことを命じ、又はその命令を取り消し、若しくは変更することができ、若しくは

同条第二項中「前項」を「前二項」に改め、同項を第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加ふる。

裁判所は、緊要の必要があると認めるときは、公正取引委員會の申立により、第二十四條の三第二項若しくは第三項又は第二十四條の四第二項の規定により認可を受けたるものに対し、第六十六條第一項の規定により第二十四條の三第二項若しくは第三項又は第二十四條の四第二項に掲げる認可を取り消し、又は変更すべき事由が生じている疑のある場合において、当該認可を受けた行為を一時停止すべきことを命じ、又はその命令を取り消し、若しくは変更することができ、若しくは

きことを命じ、又はその命令を取り消し、若しくは変更することができ、若しくは

第六十八條第一項を次のように改める。

前条第一項〇又は第二項の規定による裁判については、裁判所の定める保証金又は有価証券を供託して、その執行を免れることができる。

第七十五條中「又は同条第二項」を「若しくは第二項又は第五十一條の二」に改める。

第八十六條中「第六十七條第一項」を「第六十七條第一項、同条第二項」に改める。

第八十九條第一項を次のように改める。

左の各号の一に該当するものは、これを三年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

一 第三條の規定に違反して私的独占又は不当な取引制限をした者

二 第八條第一項第一号の規定に違反して一定の取引分野における競争を事実的に制限したものの第九十四條の二を次のように改める。

第九十四條の二 左の各号の一に該当するものは、これを五千円以下の罰金に処する。

一 第二十四條の三第十三項（第二十四條の四第四項において準用する場合を含む）の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をしたもの

二 第四十條の規定による処分に違反して出頭せず、報告、情報若しくは資料を提出せず、又は虚偽の報告、情報若しくは資料を提出したもの

を提出したもの

三 第四十六條第一項第一号若しくは第二項又は第五十一條の二の規定による事件関係人又は参考人に対する処分に違反して出頭せず、陳述をせず、虚偽の陳述をし、又は報告をせず、若しくは虚偽の報告をした者

四 第三十六條第一項第二号若しくは第二項又は第五十一條の二の規定による鑑定人に対する処分に違反して出頭せず、鑑定をせず、又は虚偽の鑑定をした者

五 第四十六條第一項第三号若しくは第二項又は第五十一條の二の規定による物件の所持者に対する処分に違反して物件を提出しない者

六 第五十三條の二において準用する刑事訴訟法第五十四條又は第六十六條の規定による参考人又は鑑定人に対する命令に違反して宣誓をしない者

第九十八條中「違反した者」を「第六十七條第一項又は第二項に違反した者」に改める。

附 則

一 この法律は、公布の日から施行する。

二 事業者団体法（昭和二十三年法律第九十一号）は、廃止する。

三 この法律の施行前に生じた事項については、改正前の私的独占の禁止及び公正取引の確保に關する法律（以下「旧法」という。）及び

旧事業者団体法の規定を適用する。

四 この法律の施行の際、公正取引委員會の審決が確定していない事項については、旧法の規定による不正な競争方法であつて、改正後の私的独占の禁止及び公正取引の確保に關する法律（以下「新法」という。）の規定による不正な取引方法であるものに関する事項を除き、前項の規定にかかわらず、新法を適用する。但し、既に行つて手続の効力を妨げない。

五 この法律の施行に際し、公正取引委員會が、旧法第七十二條第一項の規定により告示した不正な競争方法について新法第二條第七項の規定による指定をしようとするときは、新法第七十一條の規定は、適用しない。

六 この法律の施行前にした行為に對する罰則の適用については、なお従前の例による。

七 昭和二十二年法律第五十四號私的独占の禁止及び公正取引の確保に關する法律の適用除外等に関する法律（昭和二十二年法律第三十八號）の一部を次のように改正する。

第一條中「事業者」の下に「又は事業者団体」を加へ、「法律（昭和二十年勅令第五百四十二号を含む。以下同じ。）」を「法令」に、「その法律」を「その法令」に改め、但書を削り、第一号から第八号までを次のように改め、第九号及び第十号を削る。

一 地方鉄道法（大正八年法律第五十二号）第二十五條第一

項（軌道法（大正十年法律第七十六号）第二十六條において準用する場合を含む。）

二 陸上交通事業調整法（昭和十三年法律第七十一号）第二條第一項第六号及び第七号並びにこれらの規定に係る同条第二項

三 食糧管理法（昭和十七年法律第四十号）

四 損害保険料率算出団体に関する法律（昭和二十三年法律第九十三号）

五 漁船損害補償法（昭和二十七年法律第二十八号）第四章電気及びガスに関する臨時措置に関する法律（昭和二十七年法律第三百四十一号）の規定によりその例によるものとされた旧公益事業令（昭和二十五年政令第三百四十三号）第四十四條、第四十五條、第五十四條及び第五十五條

七 公衆電気通信法（昭和二十八年法律第 号）第十二條第一項

八 旧ボツダム宣言の受諾に伴い発する命令に關する件（昭和二十年勅令第五百四十二号）に基く命令であつて、現に法律としての効力を有するもの

第二條但書を削り、同条を第三條とし、第一條の次の次に一條を加ふる。

第二條 私的独占禁止法第八條の規定は、左に掲げる団体に對し

リ 消費生活協同組合法（昭和二十三年法律第二百号）
又 船主相互保険組合法（昭

従業員の数が二十人をこ

引の確保に関する法律ノ規定ハ

式係有並ひに私的独占禁止法及び

のように改正する。

第五十五条を次のように改める。
(私的独占禁止法との関係)

第五十五条 この法律の規定は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和二十二年法律第五十四号)の適用又は同法に基き公正取引委員会が行使する権限を排除し、変更し、又はこれらに影響を及ぼすものと解釈してはならない。

【17】
商工會議所法(昭和二十五年法律第二百十五号)の一部を次のように改正する。

【18】
土地調整委員会設置法(昭和二十五年法律第二百九十二号)の一部を次のように改正する。

【19】
道路運送車両法(昭和二十六年法律第八十五号)の一部を次のように改正する。

【20】
証券投資信託法(昭和二十六年法律第九十八号)の一部を次のように改正する。

【21】
航空法(昭和二十七年法律第二

百三十一号)の一部を次のように改正する。

【22】
酒税の保全及び酒類業組合等に関する法律(昭和二十八年法律第七号)の一部を次のように改正する。

【23】
第九十三条の見出し中「私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律等」を「私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律」に改め、同条中「及び事業者団体法(昭和二十三年法律第九十一号)」を削り、同条但書中「不正な競争方法」を「不正な取引方法」に改める。

【24】
旧日本占領地域に本店を有する会社の本邦内にある財産の整理に関する政令(昭和二十四年政令第二百九十一号)の一部を次のように改正する。

【25】
第二十五条第一項中「第十条第一項及び第二項並びに第十一条第一項及び第二項」を「第十条第一項及び第二項並びに第十一条第一項及び第二項並びに第十二条第一項及び第二項並びに第十三条第一項及び第二項並びに第十四条第一項及び第二項並びに第十五条第一項及び第二項並びに第十六条第一項及び第二項並びに第十七条第一項及び第二項並びに第十八条第一項及び第二項並びに第十九条第一項及び第二項並びに第二十条第一項及び第二項並びに第二十一条第一項及び第二項並びに第二十二条第一項及び第二項並びに第二十三条第一項及び第二項並びに第二十四条第一項及び第二項並びに第二十五条第一項及び第二項並びに第二十六条第一項及び第二項並びに第二十七条第一項及び第二項並びに第二十八条第一項及び第二項並びに第二十九条第一項及び第二項並びに第三十条第一項及び第二項並びに第三十一条第一項及び第二項並びに第三十二条第一項及び第二項並びに第三十三条第一項及び第二項並びに第三十四条第一項及び第二項並びに第三十五条第一項及び第二項並びに第三十六条第一項及び第二項並びに第三十七条第一項及び第二項並びに第三十八条第一項及び第二項並びに第三十九条第一項及び第二項並びに第四十条第一項及び第二項並びに第四十一条第一項及び第二項並びに第四十二条第一項及び第二項並びに第四十三条第一項及び第二項並びに第四十四条第一項及び第二項並びに第四十五条第一項及び第二項並びに第四十六条第一項及び第二項並びに第四十七条第一項及び第二項並びに第四十八条第一項及び第二項並びに第四十九条第一項及び第二項並びに第五十条第一項及び第二項並びに第五十一条第一項及び第二項並びに第五十二条第一項及び第二項並びに第五十三条第一項及び第二項並びに第五十四条第一項及び第二項並びに第五十五条第一項及び第二項並びに第五十六条第一項及び第二項並びに第五十七条第一項及び第二項並びに第五十八条第一項及び第二項並びに第五十九条第一項及び第二項並びに第六十条第一項及び第二項並びに第六十一条第一項及び第二項並びに第六十二条第一項及び第二項並びに第六十三条第一項及び第二項並びに第六十四条第一項及び第二項並びに第六十五条第一項及び第二項並びに第六十六条第一項及び第二項並びに第六十七条第一項及び第二項並びに第六十八条第一項及び第二項並びに第六十九条第一項及び第二項並びに第七十条第一項及び第二項並びに第七十一条第一項及び第二項並びに第七十二条第一項及び第二項並びに第七十三条第一項及び第二項並びに第七十四条第一項及び第二項並びに第七十五条第一項及び第二項並びに第七十六条第一項及び第二項並びに第七十七条第一項及び第二項並びに第七十八条第一項及び第二項並びに第七十九条第一項及び第二項並びに第八十条第一項及び第二項並びに第八十一条第一項及び第二項並びに第八十二条第一項及び第二項並びに第八十三条第一項及び第二項並びに第八十四条第一項及び第二項並びに第八十五条第一項及び第二項並びに第八十六条第一項及び第二項並びに第八十七条第一項及び第二項並びに第八十八条第一項及び第二項並びに第八十九条第一項及び第二項並びに第九十条第一項及び第二項並びに第九十一条第一項及び第二項並びに第九十二条第一項及び第二項並びに第九十三条第一項及び第二項並びに第九十四条第一項及び第二項並びに第九十五条第一項及び第二項並びに第九十六条第一項及び第二項並びに第九十七条第一項及び第二項並びに第九十八条第一項及び第二項並びに第九十九条第一項及び第二項並びに第一百条第一項及び第二項並びに第一百零一条第一項及び第二項並びに第一百零二条第一項及び第二項並びに第一百零三条第一項及び第二項並びに第一百零四条第一項及び第二項並びに第一百零五条第一項及び第二項並びに第一百零六条第一項及び第二項並びに第一百零七条第一項及び第二項並びに第一百零八条第一項及び第二項並びに第一百零九条第一項及び第二項並びに第一百一十条第一項及び第二項並びに第一百一十一条第一項及び第二項並びに第一百一十二条第一項及び第二項並びに第一百一十三条第一項及び第二項並びに第一百一十四条第一項及び第二項並びに第一百一十五条第一項及び第二項並びに第一百一十六条第一項及び第二項並びに第一百一十七条第一項及び第二項並びに第一百一十八条第一項及び第二項並びに第一百一十九条第一項及び第二項並びに第一百二十条第一項及び第二項並びに第一百二十一条第一項及び第二項並びに第一百二十二条第一項及び第二項並びに第一百二十三条第一項及び第二項並びに第一百二十四条第一項及び第二項並びに第一百二十五条第一項及び第二項並びに第一百二十六条第一項及び第二項並びに第一百二十七条第一項及び第二項並びに第一百二十八条第一項及び第二項並びに第一百二十九条第一項及び第二項並びに第一百三十条第一項及び第二項並びに第一百三十一号)の一部を次のように改正する。

【26】
第二項又は第十一条第一項若しくは第二項を「第十条第一項又は第十一条第一項」に改める。

【27】
連合国財産の返還等に関する政令(昭和二十六年政令第六号)の一部を次のように改正する。

【28】
第二十九条を次のように改める。

【29】
第二十九条を削除。

【30】
「中村(時)委員」これは屋からにしろもらいたい、今まで私たちは言わなかつたが「と呼ぶ」

【31】
「中村(時)委員」理事会上にいます、理事会上におきましては……

【32】
今言つたように……「と呼ぶ」

【33】
〇佐伯委員長 いや、趣旨の内容だけを説明いたしまして、休憩することにいたしております。栗田英男君。

【34】
〇栗田委員 私はこの修正案を説明する前に、一言——これはどういふようでありまして、通産大臣から明確なる答弁を求めておかなければならないのであります。それはしばし、他の委員に對しても答弁をされたのであります。この修正案並びにこのたび提案される三派共同の修正案が通過いたしましたといつても、今日までやりましたような通産省の操縦報告及びこれに類似いたしました行為を行うといふことになりますると、この修正案並びに修正案はまったく骨抜きになつてしまふのであります。今後操縦のごとき、またこれらの類似行為は、断じて通産大臣は報告を行わないという答弁を、もう一回この際お答えを願ひたいと思つております。このお答えを

得まして、私は趣旨弁明に入りたいと思ひます。

【35】
〇岡野国務大臣 私といつたしましては、今後報告はしないつもりでござい

【36】
〇栗田委員 ただいま提出いたしました独禁法の一部改正案に対する自由党、改進黨、自由党の三派の共同修正案の提案理由を説明申し上げます。

【37】
日本經濟民主化の基本法たる独禁法は、その第二十七条において、独禁法の目的を達するために、公正取引委員

会を置くことを規定し、独禁法の運用は公正取引委員会の専管であることを規定してあるものであります。しかるに今回の政府の提案した独禁法の一部改正案においては、トラスト禁止規定と相並んで、独禁法のかなめであるカルテル禁止規定の適用除外についての認可権を、同法の運用機関たる公正取引委員会に与えないで、産業の主管大臣という立場から通産大臣に与えることとなつておることは、独禁法の趣旨とまつた相背するものであります。改正案は、カルテルの認可権を主務大臣に置く理由として、産業の主務大臣たる立場を主張し、輸出取引法や中小企業安定法などの特別法の前例を主張しておるが、独占禁止政策は、一元的、総合的に運営するべきものであり、その責任の主体は、当然に独禁法の目的達成のために設置された公正取引委員会が、持つべきであり、全局的立場から認可に最終決定を与えることが、理の当然であります。政府案のごとき、公正取引委員会が認定を行ひ、主務大臣が認可を行うことになれば、實質的に終局的判定者たるべき公正取引委員

会が認定した後においては、主務大臣がみずから機能すべき余地はまつたがなく、また認定を得ない主務大臣の認可は無効であることは、一点疑念の余地はないのであります。しかるにもかかわらず、主務大臣が認可権を主張し、強制報告徴収権を規定すること、は、独禁法の運用に疑念を抱かせ、いたずらに準司法的手続によらず、行政処置によることとなり、訴訟手続にも混乱を生ぜしめ、独禁法運用上の独自の体系を破壊する結果を招くに至るのであります。この意味において、認可権は独禁法の専管官庁たる公正取引委員会に一元化せしめるよう、ここに修正案を提出したゆゑんであります。

次に本修正の要点を申し上げますと、第一点は、独禁法の趣旨を尊重し、カルテルの認可権を公正取引委員会に一元化し、主務大臣が認可権を通じて官僚制制その他の手段により、独禁法と相反した政策を行うおそれのないようにしたことでありまして、第二点は、カルテルの認可を公正取引委員会に一元化することにより、現行法における同委員会の準司法的手続に従つて、認可申請の却下または認可の取消し、変更は、すべて審判手続を経て審決により行うことにいたしましたのであります。

第三点は、カルテルの認可を取消しまたは変更すべき事態が生じた場合に、審判手続中、中小企業、消費者等に救済すべからざる損害を与えた場合には、裁判所の緊急処分の道を開いたことであります。

第四点は、認可申請に對して、公正取引委員会が認可もしくは却不、認可

内容の変更、または認可の取消し処分をした場合は、当該処分の責任を明らかにする意味において、遅滞なく当該処分の理由を付して、その旨を公表することにしたこととあります。

第五点は、公正取引委員会が認可事務を円滑にし、産業の実情を適切にかつむために、第二十四条の三の第二項または第三項の不況カルテル、及び第二十四条の四の第二項の合理化カルテルを認可し、または申請を却下し、あるいは認可の変更、取消し処分をしようとするときは、あらかじめ関係ある主務大臣に協議しなければならぬこととしたこととあります。

第六点は、以上の諸点の修正に伴い、主務大臣の強制報告徴収に関する項目等、関係事項の整理を行ったこととあります。

以上が三派共同の修正案の要点であります。

以下条を追って、詳細に説明をいたします。

第二十四条の三第一項中「若しくは」を「又は」に改め、「又は第七項の規定による公示があつた後一箇月を経過したとき（第六項の請求に応じ、当該事業に係る主務大臣（以下「主務大臣」という。）が、第五項の規定による処分をした場合を除く。）を削る」と修正いたしました。従つて本条は、「但し、不正な取引方法を用いるとき、又は事業者が不正な取引方法に該当する行為をさせるようにするときは、この限りでない」となりました。

同条第二項及び第三項中「主務大臣」を「公正取引委員会規則の定めるところにより、あらかじめ、公正取引委員会」に改めました。

同条第四項中「主務大臣は、前二項の認可をしようとするときは、左の各号に該当している旨の公正取引委員会の認定を得なければならない。次項の規定による処分をしようとするときも、同様とする。」を「左の各号に該当する場合でなければ、前二項の認可をしてはならない。」に改めました。

同条第五項及び第六項を削除いたしました。

同条第七項を次のように改めました。

公正取引委員会は、第二項若しくは第三項の認可の申請があつた場合において、当該申請を認可し、若しくは却下し、又は第二項若しくは第三項に掲げる認可について、第六十六條第一項の規定による処分をしたときは、遅滞なく、当該処分の理由を附してその旨を公表しなければならない。

同条第八項中「主務大臣」を「公正取引委員会」に改めました。

同条第九項を削除いたしました。

同条第十一項中「当該主務大臣及び」を削除し、「これを」に改めました。

同条第十二項を削除いたしました。

同条第十三項を次のように改めました。

公正取引委員会は、第二項又は第三項の認可をし、又はその申請を却下し、又はその認可を撤回し、当該事業に係る主務大臣に協議しなければならぬ。第二項又は第三項に掲げる認可について、第六十六條第一項の規定による処分をしようとするときも、同様とする。

第二十四条の四第二項中「主務大臣」

を「公正取引委員会規則の定めるところにより、あらかじめ、公正取引委員会」に改めたのであります。

同条第三項中「主務大臣は、前項の認可をしようとするときは、左の各号に該当している旨の公正取引委員会の認定を得なければならない。次項において準用する前条第五項の規定による処分をしようとするときも、同様とする。」を「左の各号に該当する場合でなければ、前項の認可をしてはならない。」に改めたのであります。

同条第四項中「第十三項」を「第九項」に改めました。

第三十五条の四第三号の改正規定中「認定」を削除したのであります。

第六十五條の改正規定中「又は第二項」を「若しくは第二項、第二十四条の三第二項若しくは第三項又は第二十四条の四第二項」に改めました。

第六十七條第一項の改正規定の次に次のように加えました。

同条中第二項を第三項とし、第一項の次に次の一項を加える。

裁判所は、緊急の必要があると認めるときは、公正取引委員会の申立てにより、第二十四条の三第二項若しくは第三項又は第二十四条の四第二項の規定により認可を受けたものに對し、第六十六條第一項の規定により第二十四条の三第二項若しくは第三項又は第二十四条の四第二項に掲げる認可を取り消し、又は変更すべき事由が生じている疑のある場合において、当該認可を受けた行為を一時停止すべきことを命じ、又はその命令を取り消し、若しくは変更することができる。

第七十五條の改正規定の次に次のように加えました。

第八十六條中「第六十七條第一項」を「第六十七條第一項、同条第二項」に改める。

第九十四條の二中第一号を削り、第二号を第一号とし、以下一号ずつ繰り上げたのであります。

これにて提案理由の趣旨説明を終わります。何とぞ慎重御審議の上御賛同をお願いいたします。

○佐伯委員長 以上で修正案の趣旨弁明は終了しました。

この際午後二時まで休憩いたします。

午後一時三分休憩

午後二時四十九分開議

○佐伯委員長 これより会議を再開いたします。

修正案に対する質疑の通告がありま

すので、これを許します。中村時雄君。

○中村（時）委員 この修正案に対する三派共同の修正案に対し、第一ページの第三項の「若しくは」を「又は」と改めておられますけれども、「若しくは」を「又は」と改めたのはどういう理由によるのか、第一点としてお尋ねいたします。

○栗田委員 「若しくは」を「又は」にかえたのは、そのあとに「又は第七項の規定による公示があつた後」云々というものが削除されたので、「若しくは」を削りまして「又は事業者」にかように改正をいたしましたのであります。

○中村（時）委員 次の二ページに入りまして、終りから三行目の「当該事業に係る主務大臣に協議しなければなら

ない」ということがあるのですが、か

りに主務大臣に協議をした結果、主務大臣がこれを認めなかつた場合には、どのような方向になつて行くのか、まず第一点としてお尋ねいたします。

○栗田委員 当該事業にかかる主務大臣に協議をして、その協議があるいは公取と一致しなかつたというような場合におきましては、公取独自の観点からこれに認定を下し、認可を与えるものである、かように了承いたしております。

○中村（時）委員 そうすると主務大臣がこれに協議の結果いけなかつたということになつたら、公取委員会の権限においてそれを施行することができるといふお答えなんですね。

○栗田委員 この場合に私はこういうふうな考へておるのであります。公正取引委員会が主務大臣と協議するとありますが、この主務大臣というのは、どちらかというとカルテルの緩和でありまして、産業行政的な同じ認定基準を見る目におきまして、この主務大臣の方がやわらかく見ると思ひます。また公取の認定基準というものはやはり独占禁止という観点から見ますので、どうしてもこの見方はきつくなるということになりまして、この見解の相違は、公取はまだ許してはいないといふことと、主務大臣はもうこのくらいならば認可してやつてもいいじやないかというような観念の差はあると思ひますけれども、この主務大臣の方が認可しなかつても、公取は認可するなというような見方の相違は、現実の法の運営の上からは現われて来ないではないか、こういうふうな考へて

必要はないのです。あなたのおつしやるように、良識があるならば、今言つたように行政機構の一方の調査権も持っているのですから、そういう調査もす

○飛鳥田委員　そういたしますと、次

す。注の規定でいいのじゃないかと思ひます。

うに考えるのですが、ひとつこの点に

間があれば考えて行こう、あらためて機会を尋て、どういふお話でございま

と、そういう向きからふだんから出
来るわけには行かないと思います。

期間をどう押えて行くかということは重要な問題になりますし、その期間を押えて行く手段である第六十七条が絵に描いたもちのように罰金三万円払えばそれで済むものだというふうなものではないかどうかということを申し上げておるのであります。どうせおつくりになったものですから絵に描いたもちでなく、もつと強固なものにして、その期間だけでもきつちり押えて行けるような形の修正を、もう少しこまかなさる御意思があるかどうか、こういうふうな承つておられるわけでありまして、公取の委員長も今申し上げましたように、その間に合うこととありまじいので、この点についての御意見を伺わしていただきたいと思います。

○横田政府委員 この審判の手続は現在われ／＼やつておりますことにつきましましては、いろいろ御批判があるだろ／＼と思つておりますが、このカルテルの取消し等の手続はできるだけ迅速にいたそうと思つております。ことにこのカルテルを認めましてから後ずつとそのカルテルの動きというものに絶えず心をいたして行くつもりでございますから、普通の事件よりはるかに比較的に早く処理ができるのではないかと考えております。しかしそれにはいかしませんが、やはり引延し作戦とかいろいろなことをも考えなければならぬので、その点は第六十七条でそのギャップをできるだけふさいで行こう、こういうわけでございます。これは運用面におきまして今仰せになりましたような御心配のないようにできるだけのことをしたいと考えております。

○飛鳥田委員 これは横田委員長にお伺いをするのですが「第六十七条第一項

の規定による裁判に違反した者は、これを三万円以下の過料に処する。」となつていますが、その九十八条の三万円以下の過料に処すというのを三千万円と零をそこにお入れになれば簡単だと思ひますが御修正の御意思はありますか、ほかの条文に關係がないのですから……。公取の委員長に伺ひます、このいただいた修正案の中には修正がないのです。

○横田政府委員 脱けていますようです。

○飛鳥田委員 あとで正誤の追加をいたしますからお許しを願ひます。

○飛鳥田委員 三億ぐらいではいかがですか。

○横田政府委員 これはやはり先ほども申しましたように、罰則全体につきましましていろいろつり合ひの問題がございますので、どうもこのだけを三億円というふうなことは、ちよつとむずかしいのではないかとと思ひます。やはり全体といたしまして、別の機会に十分検討したいと思つております。

○佐伯委員長 山本勝市君

○山本勝市委員 ちよつと公取委員長にお伺いをしてみたいのですが、私は修正案の提案者の一人であるので、そういう立場で、もしこの修正案が通過したと仮定いたしましたとして、その法の執行に当られる場合に、私はこういう点が問題になるといふふうに考えておるのですが、それは公取がカルテルの認可、不認可、あるいは変更の決定をする前に、主務大臣に協議をしなければならぬということになつておりますが、前ということになりますと、一日前でも前、二十日前でも前でありまして、法律的にいいものと、決定す

る直前に協議をして、まともなぬからといつて独自の判断でつゝり決定をするということができるわけでございますけれども、しかしながらこの修正案の原案となつたものが修正されたいきさつは御承知の通りでありまして、認可権は主務大臣にあつたのが、これが公取に移るよう修正されるわけでありまして、しかしそういう政府の原案が、認可権は通産大臣が持たなければならぬという相當の強い要求でありましたが、それには主務官庁としては、また官庁の立場からのいろいろな理由があつたろうと思つております。そういうわけで、われ／＼として

はやはり公取一本で行くべきだといふ結論で修正案を出したわけでありまして、主務官庁の意見が、別に最終決定を動かすといふことはなくとも、相當尊重せらるべきものであるといふことは、これは当然だろ／＼と思ひます。従つてそういうカルテルの申請があらましたときに、ただちに主務官庁に連絡する必要があると思ひます。ある程度お調べになつた上でいいと思ひますけれども、しかし一応の目を通されて見当がつきましたら、できるだけ早く主務大臣に協議される。そうして主務大臣の方でもどんなカルテルの申請あるいはその他の申請が来ておるかかわからずにおつて、短い期間に結論を出すことがないよう、そこを円満に十分協議の目的を達せられるよう、もちろん公取は、通産省に頭を押えられて官判を押させられるようなことがあつてはならぬと私は思ひます。あくまでもこの法を施行する責任者として、權威を持つて臨んでもらいたいといふことは、

これは動いては困るのでありますけれども、しかしそれだからといつて、その協議が法律上許されてあつたところといふことで、協議は名前だけで終ることのないようにやつていただきた。この修正案が通つた場合に、責任者としての横田委員長の御所見なり御覚悟なりを承つて、記録にとどめておきたいと思ひます。

○横田政府委員 この修正案が成立いたしました場合、公正取引委員会が認可事務をどういふふうにとるかという点のお尋ねであります。私もまたよく御同感でございます。これはいきなり案を突きつけて、返事をすぐよこせといふような態度はとらないつもりでございます。現にこれは中小企業の調整組合のいろいろ調整規定の問題、あるいは輸出組合の問題につきましてもそれは同意と認可という形にはなつておりますが、實際問題といたしましては相当前からいろいろ事務局の骨折りで話をいたしまして、正式の書類が来ます際には大体話が済んでおるといふような實際の動き方になつておるようでございます。大体そういうふうな事務は、行政官庁の間でございますから、事務がきつめて円滑に行くように、この法律の協議を求めめる趣旨に反しないようにいたしたいと思つております。

○佐伯委員長 小林進君

○小林進委員 まず公取委員長にお先にお尋ねしたいのであります。それは前の質問の残りでありまして、この前に今公取でお取上げになつておりますインド、パキスタンの海運同盟に関する問題、最近の審判の内容を詳細に承り、経過もあわせてお尋ねしたいと

いうことを申し上げたのであります。が、それに対しては、近く資料をもつてというふうな御返答でしたが、今日に至るまで返答がないのであります。これは公取委員長以下にはなはだどうも国会議員の質問を輕視せられておると思ひます。大きな侮辱であると思ひます。あわせて委員長も、委員長の席にいられる限りには、そうした問題は常時断然なく督促して、政府委員その他が答弁をごまかすことのないように、十分な監視を続けていたいただきたいと思ひます。どうかそれに対する御答弁をお願いいたします。

○佐伯委員長 小林君に申し上げますが、ただいまは修正案に対する質疑であります。しかししたがいまのことはこれ一つだけは、横田政府委員から答弁をしていただくことにいたします。

○横田政府委員 先般お話がございました後に、一応あの同盟の内容なり、事件の審判開始決定等は、たしかこちらの委員会を通じまして、お手元へ差上げたつもりでございますが、もしお手元に行つておりませんでございまして、さつそくお届けいたします。

それから審判の方は、実は相手が外国会社等がございまして、相當慎重にやつておりまして、今回数はちよつと覚えておりませんが、もう数回開きまして、いよいよ實際的な審理に入る段階にあると思ひます。

○小林進委員 これは重大な問題でありますからこれに対する質問はいけません。——よろしいならばまたあとまわしにいたしまして、それでは修正の問題をお尋ねしますが、いわゆる

条の何項によつてこれを行う。いわゆる公取委員長が協議しない場合は十万円とかなんとかの罰金に処するといふ

ます。それを顔をしかめて若干の現物
あるというような、そういう言葉で、
解釈が追いつくものではないのであり
ます。いわば主管大臣と協議を経ず

○佐伯委員長　小林委員に御相談申し上げますが、法的問題は担当者である横田政府委員の答弁でござんほう願ひ

の原因になるということは、経済界に及ぼす弊害は実に甚大である。それはもちろん今のお考えを持つた公取委員

というその効力は、先ほど言いましたことを繰返しますが、善良なる第三者に対してのみ効力があるのか、認可を

した当事者にも効力があるのか、内部へ来て通産大臣、通産省、所管官庁そのものに對しても効果があるのかどうか、これをお伺いしたい。

○栗田委員 そういふことは現実面としてあり得ないのであります、ただそういう假定々々を無限に出されて、この場合は、この場合はということでは、答弁に非常に苦しむのであります、對外者に対して効果があるということ、賢明なる小林委員の御了承を得たい、かように考えます。

○小林(進)委員 これは重大な問題であります。賢明なる小林をもつてしようとも、これは賢愚の問題ではないのであります。まさに国会の威信に關する重大な問題であります。もし對外的に効力があるとしても、これは通産省と協議のとのわざるものである、それが取消しの材料である、あるいは公取委員長と通産省が内紛を生じて争う、あるいは善良なる第三者が損害を受ける、こういうような場合が予想されるのであります、どうしてもこれが答弁できないならば、公取委員長でかつこうでありますから、公取委員長からこのことについてひとつ御答弁をお願いしたい。

○横田政府委員 私の考えは、かりに通産大臣に協議いたしましたけれども、その認可いたしましたものは有効であるというふうに解釈します、また通産大臣に相談をしないで、審決で却下をいたしました場合は、その却下に對しては、東京の高等裁判所に不服の申立てができますから、その過程におきまして裁判所で適当に参酌されるものと考えます。

○小林(進)委員 その有効であるとい

う効力を発生するその効力が絶対的な効力を持つのか、相対的な効力なのかを私はお伺いしているものであります、たとえて言えば、通産大臣がその効力を認めざるを得ないのであるのかどうかの問題であります。

○横田政府委員 認可の効力は相対的なものではないのであります、結局全体に對して有効であるということであり

ます。

○小林(進)委員 この問題はまだ幾多の疑義が私にはありますが、次にいま一問私はお伺いしたい。

今はすなわち協議をしなかつた場合であります、今度は協議がととのわなかつた場合を提案者にお尋ねしたいのであります。公取委員長が通産所管大臣に協議を申し込んだが、協議がととのわなかつた場合に對しては一体どういふことになりますか。

○栗田委員 協議がととのわなかつた場合におきましても、公取委員長はこの認可申請が独禁法にはたして適応するかどうかという認定基準によつて認定を下して認可をすればさしつかえないと思ひます。

○小林(進)委員 私は栗田委員の答弁に對しまして意見を申し述べ、前に「まず法律の体裁から行きまして、」当該事業に係る主務大臣に協議しなければならぬ、という条文を挿入したからには、協議がととのわざる場合には云々という反対の条文が必ずなければならぬと私は思ふ。これを訂正せられ、それを挿入するお考えがあるのか。法文としては非常にまずいのであります、それをお伺いしたいと思ひます。

○山本(勝)委員 これまでそういう例は国会を通過した法律にたくさんあるのです。

○小林(進)委員 もしそういう前例があるなら、それを具体的にここで示しを願ひたいと思ひます。

○山本(勝)委員 賢明なる小林委員は十分承知しておられると思う。それ以上仮定の、仮定の上とやらになくても、どうですか、この辺で御了解願ひませんか。

○小林(進)委員 これは私は決して提案者をいじめるというのではございせん。そしてまた先ほどからしばしば賢明なる小林委員、賢明なる小林委員という尊敬のお言葉をちょうだいいたしますが、その言葉がほんとうのお氣持なら、願ひくは廊下においても、控室においても賢明なる小林君と呼んでもらいたい。こういう答弁をする場合にのみ賢明なる小林君というように、とつてつけたように言われることは私は非常に遺憾に考へるものであります。(笑聲)そういう意味において、お言葉も十分慎んでお教へ願ひたいと思ひるのであります。それはそれにしたしましても、もしそういう前例があることを認めるにいたしましても、そういう前例は非常に悪い前例であると思ひます。山本博士は法律条文は非常に熟知せられておられるのでありますけれども、そういう従来の法律から言つて、体裁の整わない法律をもうこの辺で妥協しようじやないかというようにすることは、国会においてあまりとすべき態度ではないと思ひますのであります、やはり協議しなければならぬという条文があるならば、正しい法文のあり方としては、協議がととのわなければ云々という反対条文というものが入

つてこそ、完全な、はずかしくない法文ができ上ると思ひます。これは私は討論の場合にも申し上げたいと思ひますが、この独禁法は単なる国内法ではございせん。国際法であります。国際的に効力を發揮する法律であります、今日わが日本でこういう法律ができ上つたということは、デンマークの果てへ行つても、スイスの果てへ行つても、南米の果てへ行つても、日本にはこういう独禁法ができ上つたというので、世界各国の法律学者がみな手にして一応研究する法文であります。そういう重要な法律を、つまらない妥協に基いて、そういう重大なるミスを承認しながら、われわれがこの法律を通過させるということ、日本国会の恥を世界にさらすことにもなるのであります、こういう点は私は提案者も十分御考慮願ひたいと思ひるのであります。そういう反対事項を挿入する必要があるとお認めになるか、必要はないとお考えになつてゐるか、いま一度明快な御答弁を願ひたいと思ひます。

○栗田委員 この協議がととのわなかつた場合というのは、私は先ほど申し上げましたように、公正取引委員会に認可条件をどん／＼しほつて来るのであります。またこの主務大臣の方はどちらかと申しますと間口を広くしようという点から、私は協議がととのわらないのではないかと、かように考へておるのであります。従ひまして協議がととのわなかつた場合において、公正取引委員会が一方的に認可をいたしましても、独禁法の目的であるところの一般消費者の利益を確保するという点におきましては、いささかもそこなわれ

ないものであります、小林委員の御疑念は、私はこの点で御説明できるのではないか、かように考へるものであります。

○稲富委員 関連して……。ただいま議論の対象になつておりますのは、当該事業にかかる主務大臣に對する協議の問題であります、協議というものは、まともな場合とまともない場合とあるのであります。しかも法律において協議しなければならぬということをつたつてゐることは、絶対的なものでなければいけないので、その絶対的な条件であるところの協議がもしもととのわなかつた場合、先刻から話を聞いておりますと、その点がはつきりしてゐないというところは、立法上非常に不都合があると思ひます。この協議しなければできないという絶対的な条件を、立法者はいかに考へておられるかということを承りたい。

○横田政府委員 便宜私から申し上げますが、大体ある官庁が主となりましてある行政行為をする場合に、他の官庁の同意を得るとか、あるいは協議をするとかいふことが、ほかの場合にはたくさんあるわけでございます。この言葉の使いわけは、同意の場合は、同意がなければ絶対にその行為ができないうふうな場合に解しておるわけでございますが、協議の場合はそれほどの強さがないのでございまして、一応相談の打切りをするというだけの意味しかないとはいへない、最近の法制局等では、大体そういう言葉の使いわけをしておるようでございまして。

○稲富委員 この協議の問題は、ただいまの御説明によりまして、非常に弱

るといふ重大なる結果を生み出すわけであります。この却下するといふ重大なる結果を生み出す法文を、協議するといふような、今の御説明のような弱きこと、これを定義づけるといふことは、そこに法の精神上非常に疑義があると思ふ。それで、これを協議することとが非常に必要であるならば、主務大臣の認可を受けるか、そういう強い意味にするか、さもなければ、弱いものであれば、疑義を生ずるような文句を削除すべきであるか、どちらかにやることが必要であると思ふのでありますが、提案者にその精神を承りたい。

○栗田委員 同意になりますと二本建になるのでありまして、私は協議といふ現在でよろしいのではないか、かように考へております。

○稲富委員 今の栗田さんの答弁は私の質問の趣意を離れておる、そういうように非常に弱いことでごまかされようとするところにこの法の立法の精神に非常に疑義があると思ふ。そこで私ただいま質問しましたのは主務大臣に協議をする、協議といふものは主務大臣に協議もまたまらなない場合もある。そういうような弱い条項でこれをここに表現しようとするならば、まともなかつた場合はどうするのだというさらに別な条項を設けることが必要であると思ふ。しかもこれを今言われるような弱い条項で行けば先刻から申し上げましたように、却下する場合にこの協議するといふものが空文と同じことになつて来る、空文だといふような条項は置かないでもいいのじやないか。しかるにこれを協議しなければならぬといふことに立法者が強考えられるならば、認可をする、こういう強い文句を

持つて来る必要である。どちらにも寄らないような条項をここに設けておくといふことは、将来の運用上疑義を残すことになるので、これを明らかにすることが必要である、こういうことから私は質問をしておるのであります。

○栗田委員 私は、あなたはあまり出席をしないで突然こういう委員会に出て来たから、そういうふうな疑義を持つておるのだと思ひますが、これは今までの速記録をくらんになれば十分わかるのであります。この協議といふことは産業行政の立場から主務大臣の意見を尊重しようといふことで、公取委員会が認定にあたつて協議をするのであつて、協議がととのわなかつた場合には、当然公取委の立場から認定をいたしまして、認可してもいささかもさしつかえない、かように了承していただきたいと思ふのであります。

○稲富委員 しかればこの協議しなければならぬといふこの文句を削除したらどうでありますか。私は法律上の解釈を言うのであつて、何も私が初めて来たから事情を知らないとか、出席が少いからこれに対する論議が少いとか、そういうことを主張することは最も委員の権限を無視する暴言であると思ふ、かようなことはお取消しを願ひたいと思ひます。

○栗田委員 この問題は当該委員会においてしばしば論議をされたのでありまして、決してあなたの御出席を輕視して私がそういうふうな答えをいたしたのではありませんので、その点御了解を願ひたいと思ひます。

「質問なんかしてないよ」と呼び、その他発言する者あり」

○佐伯委員長 静かに願ひます。

○飛鳥田委員 今の協議の問題ですが、御説を聞いておられますと、協議といふことではなくて、実体はその意見を聞く、こういうことだと思ひます。今までのいろいろ法律を見まして、も、協議するといふ形で現れておる文句は少く、あるいはその意見を聞くといふ形の方が多いと思ひます。従つてこの場合でも当該事業にかかる主務大臣の意見を聞かなければならぬと思ひますが、こういうふうにお改めになる御意思があるかないか。

もう一つは先ほど来の協議の問題についてはいろ／＼山本先生のお説もありました。山本先生のお説を伺つておりますと、協議しない場合は瑕疵ある行政行為のように聞える。ところがあなたのお話を聞いてみると、何でもないうちに聞える。ひとつここで協議といふことは認可という行政行為の有効要件であるのか、成立要件であるのか、そのいずれでもないのか、ひとつ最後に明確にお答えいただきたいと思ひます。

○栗田委員 先ほど同意、協議の問題が出まして、通常官庁では同意、協議といふことで運営されておるといふようなことで、私は協議といふことについてたしなめてありますが、ただいまの飛鳥田委員の御意見をお聞きいたしますと、意見を聞かなければならぬといふことになりまして、むしろ協議といふよりも何か拘束を受けるのではないかと、かように考えますので、やはり修正案通り「協議しなければならぬ」といふことが適當ではないか、さように考えます。

○飛鳥田委員 意見を聞かなければならないといふのは、意見がよくても悪くても、一通り聴取すればよろしいという意味です。他の法律はみなそういう形に書かれておりますが、拘束は決してされないといふふうには解されておるかと思ひます。

○横田政府委員 協議をしなかつた場合の効力につきましては先ほど御説明申し上げましたように、私は効力に影響はない、その意味で有効要件ではないといふふうには言つていいかと思ひます。

○飛鳥田委員 今の栗田さんの御答弁に誤解があると思ひます。たとへば保釈をいたします場合、裁判所は「檢察官の意見を聴かなければならぬ」といふふうには書かれておる。これは「協議をしななければならぬ」とは書いてない。その場合に檢察官の意見が保釈しなればならぬと、保釈はいけないであらうと、意見は何であらうと、ともかく一ぺん意見を聞きさすればよい、こういうことになつておる。その他の法律についても大部分そういうふうになつておる。そういうふうになると他の法律と文句を合せる意味でも、また同時に今出ましたようないろいろな疑問を防止する意味でも、意見を聞かなければならぬ、こうすることの方が立法技術上なおであり、しかも明白になる。こういうふうには思ひますが、さうお改めになる御意思があるかどうか、それだけお伺ひいたします。

○横田政府委員 協議といふのは、特定中小企業の安定法の中にもありますし、たしか輸出取引法の中にもあつたと思ひます。行政官庁間の問題につ

きましては割合に最近たくさんあるように思ひます。意見を聞くといふのも、もちろんその意見に拘束されないといふ点では同じであります。そういう二つの書き方がございまして、協議といふ方をとおりになつたようでありま。これも私はけつこうなではないかと思ひます。

○佐伯委員長 以上で修正案に対する質疑は終了いたしました。

この際修正案につき栗田英男君より発言を求められておりますから、これを許します。栗田英男君。

○栗田委員 先ほどお手元に配付をいたしました修正案につきまして正誤がありますので、これを追加いたします。

第九十八条の改正規定中第九十八条の下に「第六十七條第一項」を第六十七條第一項又は第二項に「」を加へていただくと思ひます。

理由は緊急停止命令等違反に対する過料を定めた規定の中に、修正案に設けました第二項の規定を含めたものであります。

次には附則の第十七項を削り、附則第十八項を附則第十七項として、以下第一項ずつ繰上げていただきたいと思ひます。このように御訂正を願ひたいと思ひます。

この理由は商工会議所法の一部改正案は衆議院を通過し、現在参議院で審議中で、近く通過の予定でありますので、この附則から削りたいと思ひるのであります。以上で提案理由の補足の説明を終ります。

○佐伯委員長 続いて原案及び修正案を一括して討論に付します。討論は通告の順に従つてこれを許します。

○栗田委員 ただいまの補足説明に対してさらに補足をいたします。第六十八条の前条第一項の下に、前条第一項及び第二項の規定によると、これを第二項を第六十八条中に加えます。第一項及び第二項—今法制局の方から御注意がありまして、第一項または第二項と訂正いたします。以上であります。

○飛田委員 法制局の方にお願ひいたします。修正案をつくりましますときは、議員は専門家ではありませんから、しかもこういう重大の問題が落ちていないように御協力をいただきたいと思ひますが、職務怠慢だと思ひます。今後御注意をいただきたいと思ひます。

○佐伯委員長 飛田君の注意は今後御注意願ひます。

では小笠公昭君。

○小笠委員 私は自由党を代表いたしました。ただいま議題になつておりまする私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の一部を改正する法律案につきまして、先ほど提案になりました修正部分を含めて賛成の意を表するものであります。

御承知の通り、今日の日本の経済の状態を冷静に考えてみまするとき、われ／＼は特種経済からの脱却、新しき日本経済の再建に邁進しなければならぬときに相なつておると思ひのであります。かくて今日の日本経済が新しいスタートをしなければならぬのであります。翻つて考えてみまするときに、日本の国の経済力の弱さ、経済の底の浅さは私から申し上げるまでもないでありまして、日本経済が世界経済につながり、世界の景気の変動

はただちに日本経済に影響するの状況にあるのであります。経済の底が浅いがゆゑに、その景気の波動は不必要に高いこと、われ／＼が数年来すでに経験して参つたところであります。私はかくのごとき事態に対処いたしまして、日本の国の景気の大きな波に對して、最も欠点的に出て参ります。ものは、景気の波動に應じて日本の各企業は必要なる競争をあえてするの事実であると思ひのであります。すなわち経営が合理採算の上に立つべきであるにもかかわらず、これを無視して、血みどろの競争をするのおそれ少しとしないのであります。今日日本といひましては、乏しき資源をできるだけ尊重し、専き努力をできるだけ有効に活用することが最も大事なのであります。この意味からいひまして、

不必要なる競争、企業が自己崩壊をするまでの競争をできるだけ押え、できるだけ避けて行くといふことの必要を感じるものであります。この意味におきまして、私は今回政府の提案せられた本改正法案は、これらの事態に對処して、経済の民主化の線との調和の発見に努めておるものであると思ひのであります。私的独占の禁止に関する考え方につきましては、いろいろの考え方があるであります。自由、公正なる競争を経済秩序の基本といひしておられます。今日におきましては、われ／＼は企業の不必要なる自己崩壊を守る意味におきまして、今回の改正案は必要であると思ひのであります。もとよりこれが運用にあたりまして、経済は生きものであり、時々刻々と変転をするがゆゑに、この経済の変転の動向に對処してこれが運用に

当る政府機関におきましては、十分なる決意と機敏なる行動とを特に希望いたします次第であります。特に法律の知識のみをもつてはこの改正の要点を十分に運用して行くといふことの困難なことは、私が申し上げるまでもないのであります。経済の実態をよく洞察せられまして、運用に誤りなきことを特別にお願い申し上げます。私は本改正法案に對して賛成の意を表するものであります。

○佐伯委員長 飛田一雄君。

○飛田委員 私は日本社会党を代表いたしました。この法案に對して反対の意思を表明するものであります。この法案に對して私たちが反対をいたしました理由は数点ござります。その一つ一つについて以下申し上げたいと存じます。

この法案は申し上げるまでもなく、今までの経済民主化を行おうとしておりました態度に對して、株式の保有とか、役員兼任とか、そういうものを認めることによつてトラストを認め、あるいは一定の条件のもとに不況カルテル、合理化カルテルを認め、さらには再販価格維持契約を認めるというふうな形で、実はこの民主的な経済運行に對して独占的な、しかも時代に逆行するものを持ち込もうとしておるのであります。まずこのトラスト問題について考えてみます。最近日本の経済において最も顕著なものは兵器産業を中心とする一つの再編成であります。たとえば住友金属が兵器メーカーであり、また小松製作所を自己の傘下に収め、さらに迫撃砲メーカーであります。大阪機工の株式の大半を保有するとか、これに重役を送るとか、さら

にはまた飛行機生産の花形でありました中島飛行機の第二会社である富士精密工業の株式八割を保有する、あるいは富士工業には住友銀行の幹部が派遣されるとか、いろいろな事実が顕著であります。また三菱財閥というものを見ても、旧三菱重工の復活は目前に迫つております。三菱造船はかつて軍艦をつくつておりました。新三菱重工は航空機生産で有名であります。三菱日本重工、東京機器、川崎機械製作所ではすでに米軍の戦車とか重車とかいうものをつくつております。さらにまた横浜造船でも、戦車を製造しようといひました。こういう一つ一つの兵器産業を中心とする財界再編成が行われ、しかもその下にある下請企業をすべて資本的に拘束して行こうとするのが一つの事実であります。こういうものを今この独禁法を改正することによつて公然化せしめようとする、

こういうのがこの独禁法の使命だと考へております。こういうことがはたして日本の平和経済にとつて仕合せなものであるかどうか。またさらにさかのぼつて、岡野さんの主張しております平和的な経済自立計画というものは、逆行しないものかどうか。はなはだ疑いなきを得ないのであります。しかもこのように縦に一つの産業が系列を持ちますことは下請企業に働いておる労働者の労働条件を非常に悪化せしめるものである、こういうような条件から考へて参りますと、このトラスト許容の方式といふものは、日本経済をして非常に異質のものたらしめて行くのであります。またさらに新聞に常日ごろたくさん現れておりまする

が、金融資本がいろいろな形で、日本の産業支配を行いつつあります。この改正案は今までの金融機関が他会社の株式保有率を高めることによつて、金融資本制覇の道をさらに開かんとしておるのであります。こういう点から考へますと、この委員会における論争の焦点はカルテルに集中をいたして参りましたが、実は一番この法案の影響するところはトラスト化にあるのではないかと、こういうふうな考へるのであります。日本の経済が今軍事化して行くこととする動向にありまします現在、このようなトラスト化を認めますことは、気がいかに刃物を持たせるようなものであります。そういう意味で私たちは、このトラスト化を許容しようとするところのこの法案に對して、断じて賛成をすることはできないのであります。これが私の考へておる第一点であります。

第二点の問題は、岡野カルテルの問題になつて参りますが、これは今までの委員会の論争の過程において、カルテルといふものを認めることは、むしろ企業の隆盛をもたらすものであり、場合によつては自由競争を促進するものだ、今まで一人々々でけんかをしておつたものが、隊を組んでけんかをすることも一つの自由じゃないか、こういうような御議論もあつたと思ひます。しかしここで私たちは考へてみなければなりません。これは、隊を組んで戦い得るものはだれであるか、こういうことであります。カルテルによつて利益を享受することのできるものはだれであるか、少くともこの点について、われ／＼が冷静に考へて参ります場合に、それは少くとも大企業にし

かカルテルによる利益を享受すること
はできないのであります。言つてみま
するならば、この法案を十分に享受す
ることのできるものは大企業である、
こういうふうな申し上げてさしつかえ
がないと存じます。中小企業はこのよ
うな法案が現われますことによつて、
かえつて大企業の利益の反対を受けて
しわ寄せをこうむつて行く、こういう
ふうに申し上げないわけに行かないの
であります。たとえば昨年通産省が行
われた綿紡に関する操短勧告につ
いても、一九五二年中の繰繰業者の倒
産は二百八件に及んでおります。こ
れはすべて中小企業であります。さ
らにその負債総額は九十七億余に上つて
おります。これが中小企業の本法によ
つてこうむつて行くべき未来図であり
ます。さらにまた一般の労働者はどう
であるかという点を見てみまするなら
ば、同様操短勧告が行われました綿紡
業界において、三万六千人に上る男女
労働者が首切りをせられました。さら
にまた残つた労働者、首を切られずに
滞んだ労働者の人々の労働強化は、会
社の統計によつても明白になっており
ます。こういう点から考へて参ります
と、カルテルを享受することのでき
るものは大企業にしかすぎないのでは
ないか。しかもそのしわ寄せを受けて
行くものは中小企業であり、そして
労働者である。そして最終的には価格
を維持し、つり上げられることによつ
て、高いものを買わされる消費者であ
る。このように考へざるを得ないの
であります。こういう大企業にだけ利
益を与えるところのこのような法案に
對して、私たちは単に日本経済が底が
浅い、このような言い訳によつては許

し得ないものがある、こう考へざるを
得ないのであります。たとえば日本経
済の底が浅い、こういうお話でありま
すが、先ほども私が岡野大臣にも質
問いたしましたように、当然この日本
経済を救つて行くべきものとしては、
政府が先頭に立つて海外市場の開拓を
行つて行かなければならない。同時に
安い原料を引き入れて行くような方策
を行つて行かなければならないのであ
ります。このような諸施策をサポタ
ージュしておいて、しかもサポつてお
いたあげくに、日本の経済の底が浅い
などというようなことは、私たちとし
ては受取れないのであります。このよ
うな底が浅いという言ひによつて、
今度はまた大企業にのみ利益を与
えんとする、こういう形が現われて来
ることに對して、私たちは断固として
反対せざるを得ないと思つてありま
す。

このような原則的な問題について今
申し上げましたが、さらにそれでは、
この法案自体について考へてみまし
てはどうでありましょうか。一歩私た
ちがしりぞいて、資本主義経済政策の
わく内において考へてみしても、どの
ようでありましょうか。ここでまず皆
さん方に御注意をいたさなければなら
ないと思ひます。これは、一萬田日銀
總裁は、このカルテル政策について
反対の意見を表明せられておるのであ
ります。また川北興銀頭取におかれま
しても、このように大企業にだけ利
益を、かえつて企業の合理化の努力を
弱めて行くものだ、困つたものだ、こ
ういふふうに言われておるのであり
ます。一体日本の経済界の相当なる権
威者であられるこのお二方が、かくも

はつきりと断定せられておるものが、
どうして一貫した経済政策と言ひ得
ておられるのか、こういう点から考
えてみましますと、むしろカルテルは
資本主義経済政策のわく内において
す、企業の合理化の努力を弱めて行
くものだ、こう考へざるを得ないので
あります。いたずらにカルテルの上にあ
ぐらをかけて、そしてその負担を大衆
に押しつけることによつて、大企業が
利益して行く、こういうことが資本主
義的な経済政策のわく内においても許
し得ることは明白でありましょう。
またさらにこれを輸出との関連から見
ましても、カルテルを容易に許容いた
しますことは、すなわち国内価格を高
くつり上げておいて、外国に對してダ
ンピングを行う余地を多からしめるの
であります。日本は終戦までの間ダン
ピングによつて世界市場を荒しまつた
た札つきの国であります。今私たちが
このようなカルテルを許容する法律を
認めますならば、世界中は、日本の
再び行われるであろうダンピング政
策に對して、恐怖の念を持つことは間
違ひがないのであります。かくして私
たちの日本が、せつかく平和のうちに
輸出振興を行つて行かんとする心持を
持つておられるなら、現実には逆の結果
をもたらしてしまふであらうことは明
白であります。先ほど岡野大臣に對す
る質問に申し上げましたが、すでにア
メリカの国内においてすら、本ネジ産
業の代表者とか、光学機械の代表者と
か、こういう人々は、政府に日本品に
對する保護を求めております。まぐ
ろ、ミシン、絹スカーフ、こういうよ
うな業者もまた関税を引上げること
を求めておるのであります。こういう

の日本を現在と考へてみますなら
ば、カルテルを許容することは、すな
わち日本の輸出振興を妨げるものであ
ることは、もうあらためて申し上げる
までもないことだと考へるのでありま
す。こういうふうなことを考へて、私
たちは資本主義経済政策のわく内にお
いても、相当な矛盾撞着をこの法案が
含んでおることを認めざるを得ない。
同時にまた政府の意圖を故意に隠し
ておるのだ、こういうことを考へざる
を得ない。先ほど申し上げました海外市
場の開拓とか、安価な原料資源の獲得
とかいうことをサポタージュしてお
るその罪をこういう法案の形で補つて行
こうとする態度に對して、一種の反情
を覚えないわけに参りません。

さらに進んで、今度は法律自身の内
部に至つてみましても相当な問題があ
ります。たとえば公取の委員長のお話
によりますと、この法案で認めますカ
ルテルは任意カルテルである。任意カ
ルテル以上のもものは認めないのだ、こ
ういふふうにおつしやつておられます
が、実は二十四条の三の一番最後の条
件をこにいたしまして、強制カルテ
ルが密輸入せられておる、こういうこ
とを私たちははつきり見ないわけには
行かないのであります。さらに認可
の取消しの問題につきましても、なる
ほど悪かつたら取消す、その条件がい
らなくなくなつたら取消す、こういうふう
に述べられておるものであります。し
かし一ぺん進行してしまひ、各企業
の中に経営の質的变化をもたらしして
まうカルテルを一片の行政行為で取消
し得るのかどうか、このよふなもの
うわべだけは体裁を整へ、実は何らの
産業界に對する実力も持ち得ざる形を

表明しておるのであります。こうい
う形が法自身として相当な欺瞞である
ことは明白であります。こういう点か
ら考へて参りますと、私たちは広く大
衆の立場に立ち、広く中小企業の立場
に立ち、そののみではなくして、広く
日本の平和経済の立場に立つて、この
法案に對しては徹底的なる反対をしな
いわけに行かないのであります。

またいろいろ修正が施されました
が、この修正案によつては、今申し上
げましたようなこの法案の持つており
ます根本的な問題をどういふ救い得
ないのではないかと、こういうふうな私
たちは信じておるのであります。

非常に簡単に申し上げましたが、日
本社会党はかくのごとくこの法案に對
して反対をいたすものであります。

(拍手)

○佐伯委員長 栗田英男君。
○栗田委員 私は改進黨を代表いたし
まして、独禁法に對する三派共同の修
正案並びに修正部分を除く政府原案に
對し賛成の討論を行わんとするもので
あります。

わが国財界の一部において独禁法目
体が日本経済にとつて有害なりとして
これを大幅に緩和する、しからずん
ば全廃すべしという論はしばしば耳に
するものであります。しかしながら独占
資本の弊害が消費者大衆の生活を脅か
し、かつまた中小企業に致命的脅威を
与えて来たことは私どもの記憶に新た
なことであります。従つて日本経済民
主化の基本法たる独禁法の改正いかん
によつては、国民大衆の犠牲に對して
大企業を擁護することとなり、これが
改正はきわめて慎重を要することは論
をまたないのであります。しかるに今

回の改正案は、その内容はきわめてあいまいであり、しかも改正の意図するところは一部財界の鼻息をうかがい、わが國經濟の健全なる發展を阻害する幾多の要素を包蔵しているものであります。わが党はこの点を深く憂いまして、さきに修正案三点を立案いたしましたのであります。

すなわちその一点は、改正案はカルテル行為認可機關を主務大臣とし、公正取引委員會の認定を得なければならぬとしているが、主務官庁を認可機關とするときは、統制經濟誘致の危険濃く、かつ一般消費者の利益を確保する独禁法の根本目的を阻害するおそれがあり、しかも認定、認可両對等機關を存置するがごときはかえつて事の迅速處理をいたすに妨げるにすぎないのであつて、認可機關はあくまで独禁法の趣旨を尊重し、公正取引委員會一本を主張したのであります。

第二点は、価格協定を認めることは、不況克服のため真剣な努力を怠り、安易な價格維持政策に走り、需給均衡のため必要な操業短縮を避け、国内價格は價格協定によりつり上げ、それによつて得た独占利潤をもつて過剰商品や国外にダンピングする危険性がきわめて大なるものがあり、カルテルを一切認めない現独禁法のもとにおいてすらかくのごとき事態はすでに生じているのであります。特に基礎原料の價格協定は、國際水準に比して常に高價格に悩み、わが國産業にもたらす悪影響はなほ重大なるにかながみ、本項の全面的削除を主張いたしましたのであります。

第三点は、中小商工業者の育成強化と零細小売者の生活安定のため再販売

價格維持契約の十一団体適用除外は、この契約の効果を著しくそなわれるので、これを除外するべきでない」と主張したのであります。

以上三つの主張は、実に進歩的政黨たるわが黨の良心であつて、自由黨は肅然として頭をたれ、兩派社會黨の諸君といへども拍手を惜しまざることを信じて疑わぬのであります。しかるにこれが交渉の過程において、第一点の主張はこれを貫徹し得たのであります。第二、第三点の主張は貫徹し得なかつたことは、まことに遺憾とせざるを得ないのであります。しかしながら、わが黨の強き主張たる公正取引委員會が認可權を專掌することにより、第二点の安易に價格協定につく不安は解消し、第三点は、部外者に対する販売はかたく禁ずるという委員會の活発なる發言によつて、当該団体に反省を求めることにより、わが黨の主張はおおむね達し得たのであります。

最後に、本改正案の通過によつて公正取引委員會の職責はけだし重大であり、國民大衆の同委員會に対する期待もまたきわめて大なるものがあるのであります。何とぞ公正取引委員會は独禁法本来の使命である一般消費者の利益の確保のために、いかなる迫害にも屈せず、いかなる誘惑にも陥ることなく、清廉剛直、その職責を遂行せられんことを希求し、私の討論を終ります。(拍手)

○佐伯委員長 小林進君。
○小林(進)委員 私は社會黨を代表いたしまして、ただいまの独禁法改正案に反対意見を申し述べんとするものであります。
資本主義の最大の悪は、まず第一に

資本による擄取と、それから第二は、企業の独占の二つに尽きると思ふのであります。独占禁止法はこの二つの資本の悪の中の企業の独占を排除して、資本主義經濟と自由主義の根幹をなす自由競争を守り抜こうとするところに立法の趣旨があると信ずるのであります。われわれ社會主義計劃經濟を基本方針とする社會主義政黨が、自由競争の原理に立つて資本主義を守り抜こうとする獨禁法をこの際支持いたしました理由は、一見矛盾したていつて反對するようでありませんが、その理由を申し述べてわれわれの反對理由の第一にせんとするものであります。

本来、資本主義は産業革命と相まつて世界の領土が無制限であり、世界の富が無制限であるという前提のもとにのみ成立するのであつて、事実この前提のもとに資本主義は異常の發達を遂げて來たのであります。しかしこの錯覚も、やがて世界の領土も世界の富も有限であるということがわかつたとき、資本主義原理の自由競争が至るところに競争をし、衝突をするに至つたのであります。國際的に見てアジア諸國における先進資本主義國家の争ひのごときそのよき前例でありまして、第一次世界大戰といひ、第二次世界大戰といひ、その勃発の原因が一体どこにあつたかといへば、これすなわち未開發アジアにおける資本主義の競争の結末でありまして、この資本主義の行き詰まりが、すなわちカルテルとなり、あるいはトラストとなり、ダンピングとなつて、アジアに市場を求めた。しかもトラスト、ダンピングの力及ばざるその結局は、すなわち軍の力を背景にし

て市場獲得に行つた。資本主義の手先に遂に軍の力を用ひ、その結果戦争の勃発を見たのであります。カルテルを認めることは、これすなわち戦争への道を開く第一歩であるといふことを、われわれは深く認識しなければならぬと思ふのであります。こうして自由競争が行き詰まつて來るときに、資本主義が必ず打つ手が二つあるのであります。

その第一は何かといへば、これすなわち國家に保護を要求するといふことである。軍閥に保護を要求するといふ、その手でありまして、第二は連合いたしまして、自衛態勢をつくり上げて、みずからの防衛に任ずるといふことでありまして、現代の資本主義國家における政治の基本政策は、いかにして資本家を擁護するかといふことに重点が置かれております。資本家もまた政治に保護を求める段階を越えて、今わが日本の現状は、まさに資本家が政府をつくり、政治を動かして、資本主義の擁護と利潤の追求に猛進しているのが実情でありまして、真の意味の自由競争は、今はまったく失われております。この上に彼らがさらに自衛手段を強化して、資本家同士の競争を自制的、休戦し、企業家の独占と價格、製品、協定等によつて、永久にその利潤を獲得せんとするがごときは、まさに二重の悪をほしきまにするに等しいのであります。従つてこの資本主義の悪を排除するといふことは、今日わが社會黨に課せられた重大な使命でありまして、民主主義的排除の手段として、今世界に行われて二つの方法を申し上げたいと思ふのであります。その一つの独占排除の方法は、これ

すなわち、英國労働黨が一九四五年以降政權をとるに至りますや、石炭を初め、銀行、鉄鋼、電力、鉄道、ガス、航空、放送等の各産業部門が、ごとく國有化されたのであります。が、この國有化の理由として、特に鉄鋼業につき、私的独占が支配しているために、独占資本は國民全体の利益を無視して、もつぱら独占利潤を追求し、高効率の最新式一貫工場の設定と運営を妨害する等、またより安い價格で供給する競争者を排除し、産業の基礎資材である鉄鋼の高價格を需要者及び消費者に強制的に、こつて理由を主張いたしました。これらの主要な公益的産業に對しては、すなわち國有化または社會化の方策によつて、私的独占を公的独占となし、私的独占と資本の擄取の二つの悪を一挙に解決いたしましたのであります。わが社會黨といひ、いふ多数大企業の重要産業に對しては、現法規の持つ独占禁止程度ではいまだ満足しないのであります。願わくは公正なる取引、すなわち自由競争を守るという立場にあらずして、企業家の社會化といひ、またたく別個の立場から、われわれはあくまで公的独占を主張するのことが、正当なる真の理由であるといふことを申し上げたいのであります。

第二の独占防止方策といふのが、これすなわち現在アメリカにおいて行われているアメリカ的考へ方でありまして、アメリカはシャーマン法一八九〇年、クレイトン法一九一四年等の制定をまつ前よりコモンローとして、すでに反トラスト法は存在していたのであります。その基本的な考へ方はあくまで資本主義の立場に立つて、公正か

つ自由な競争秩序の確立こそは、経済倫理の最高標準であると確信しておるかのごとくであります。その理念の上から立つて、すなわち今日共産主義の暴力革命に対抗し得るものは、労働者の団結と団体交渉を認める寛容な労働政策と、一方資本主義の独占化と硬直化を防ぎ、自由競争の経済原理に基く資本主義経済政策以外はないというアメリカ的な確信を持つて、古くは一九三三年ニュー・ディール政策の一環として、全国産業復興法を制定して、反トラスト法の適用を停止したことに對して、国会、いわゆるグロー委員会でございますが、この委員会でも、政府によつて支持された独占である攻撃され、そうして一九三五年には違憲の判決をやつて、そうしてこの反トラスト法を無効にいたしておるのであります。

なお近來としては、去る五〇年十二月にはフレイトンの七条が修正強化され、また独占禁止の法制の違反者に対する制裁規定の強化、会社間の株式所有関係の規則等についての審議が行われており、輸出組合法、ワイツボポメリン法が再販売価格維持について非契約者拘束制度を認容するマツクギヤール法等の再検討を呼び、昨年八月二十四日、上院の小企業委員会が国際的な石油カルテルに関する連邦取引委員会の秘密報告を公表して世論の批判を求め、これに並行して相互安全保障局、すなわち本国会で論議せられていたMSAであります。このMSAが、この石油カルテルによつて米国の海外援助資金が不当に利得されたとして、五大米石油会社を相手として、損害賠償の請求を起しているがごとき

は、わが資本家代表の国会議員も十分御考慮あつてしかるべしと思つております。以上のごとき動向によつて、われわれはアメリカの禁止政策の考え方を知ることができるのであります。わが社会党といはしましては、このアメリカ的な立場ではなく、あくまでも英蘭的な立場に立つて、計画経済の立場から独禁法それ自体にも反対する基本態度から、当面するこの法律の改正に断固反対するものであります。

次に私は、改正法案の内容それ自体について反対の理由を、二申し述べたいと思つております。この改正法案の内容とするところは、すなわち条件をつけて、ある特定の場におけるカルテルを認容せんとするものであります。私はこのカルテルの認容は、いかなる条件があろうとも、カルテルを認めること自体、すでに独禁法の完全なる精神を失つて骨抜きにしたものであると論ぜざるを得ないのであります。まず第一にこの改正法案がカルテルの中に正当、不当の区別をつけようとするがごときが、そも／＼誤りであるといふことを申し上げたいのであります。不況、合理化、貿易、いずれのカルテルを問はず、カルテルの本質は独占価格と独占利潤の維持にほかならぬのであります。これを容認することとは、独禁法をまつたく骨抜きにするものであるといふことを私は申し上げたいのであります。

局高い品物を押しつけられ、購買力を収奪される以外に、これに對抗をして自己防衛をする手段は一つもないのであります。もしこのカルテルに對して消費者が自己防衛する手段の一つもあつたならば、私はお聞かせ願ひたいと思つております。断じてこれはないのであります。濫用を防止する方法は一つもないのであります。

なお第三の問題として、カルテル成立の条件としては、取扱う商品の種類が単純で、数が少いこと、それから加盟企業がそろつて大きいということ、かつその企業家の数が比較的少いといふことが、カルテル成立の絶対条件であります。ところが、カルテルはすなわち大企業の支配する産業部門にのみ結成される財閥特有のものであつて、中小企業の支配する産業部門では、カルテルの結成は事実上まつたく不可能であります。すなわちカルテルは大企業のみのものであります。

第四として私は申し上げたい。カルテルによる市場安定の操作、これは断じて最終の安定とはならない。特に自由党諸君に申し上げたい。今は資本家を擁護し、資本家におべつかを使う方法を安んずることにあつて、市場を安定せんとおつておるのであります。カルテルをもつて市場の安定を操作せんとすることは、断じて不可能だといふことを私は申し上げたいのであります。結局においては自由競争による景気変動以上に恐慌を激化すること、ムーアの著わすところのカルテルの景気運動という著書に明らかに解明せられてゐる通りであります。最初中小企業者、農民、消費者の犠牲の上に財閥の安定を得るカルテルも、結局に至つては財閥自体がさらに不況のために大きな衝撃を受けるのがカルテルの本質であります。決して終局にはカルテルが財閥の擁護にならないといふことを、私は御承知願ひたいと思つております。

なお第五として申し上げたいことは、このたびの独禁法の改正に對し、賛否の階層が整然とわかれてゐるという事実であります。すなわち賛成者は生産部門に携わるほんの少数者の大企業家及びこれの關係者であります。反対者は労働者、農民、一般消費者、それに學者陣營にわかれておるのであります。一つは法律に對し、これほど賛否の階層が明確に区分せられた法律は、まつたく私は珍らしいと思つてゐる。これは、これがいかにか一部大企業家にのみ利益をもたらす改正法であるかと思つてゐる。十分御推察願ひたいと思つてゐる。

なお第六として、今日日本の経済がカルテルを必要とするまで迫り込まれて来たといふことをかりに認めるとしても、その原因が一体どこにあつたかといへば、もつぱら政府の自由放任の経済政策と、これに便乗した財界人の特需と政府の保護政策のみに依存せんとした、いわば無計画な経済の結果にはかならぬのであります。政府と経済界みずからの不手ぎに基く跡始末を、われわれ一般労働者、労働者、中小企業者、消費者にしわ寄せしてこれを打開せんとするがごときは、まさに盗人たけ／＼しい法律の改正であるといわなければならぬのであります。これを打開する道は、おそまきながら、わが党の主張する計画経済をいかにかかないといふことを申し上げたいのであります。

なお私は、トラストに對する厳格な予防規定の緩和に對するこの法律の改正に對しても、反対をするものであります。元來反トラスト思想のもとに、結合による経済力の集中は、企業の正常な発展とは認められないとする根本的な思想によつてでき上つておるのであります。改正案は、特殊会社法の禁止を除いては、ほとんどトラスト予防規定としての実を失つておるのであります。すなわち株式保有の制限緩和により、實質的にはかの会社の株式保有を手段として私的独占を可能にいたしております。

役員兼任の制限緩和に至つては、事實上役員兼任を野放しにするがごとくに改悪せられてゐることは、今村成和教授の指摘している通りであります。私は再びこれを繰返す冗言を省略いたしますが、以上の点において、これはわれわれ／＼のとうてい認容し得ないところであると思つてゐる。

なお申し上げたいことは、カルテル認可制に對する問題であります。運営の問題であります。改正案においては、カルテルの認可権を主務大臣に与えるといふことになつておりましたが、あいまいふかき改進黨のぬえ的な妥協案によつて、これを主務大臣に協議するところとなり、実に法律的にあかしの言葉をもつて成立したものであります。これは實質上主務大臣の認可と五十歩百歩であつて、何ら實質上の差異なきものと観じておるのであります。不況カルテル、合理化カルテルを通じ、主務大臣は公正取引委員会の認可をするときに協議に参加するといふこと、これはまさにこの法律の

改正においても、最も大きな私どもの反対しなければならぬ要点であることとを申し上げたいのでありまして、ここに至るまでは、通産省と公取委員会との間にはばしい意見の対立があつたことも、周知の事実であります。通産大臣は經濟主管大臣として認可権を持つのは当然である、この委員会でも答弁をせられておるのであります。が、經濟認定と法律認定とはしばしば、その見解を異にすることがあるのでありまして、これは過去においてもしかり、将来においても、しばしば、そういう場合を予想しなければならぬのでありまして、こういう問題に對し、公取委員長の明確なる回答が今日に至るまでなかつたことは、私の最も遺憾とするところであります。

独禁法はこの際、あくまでそのときどきの經濟的現象に左右されず、厳格なる法律の解釈によつて認定して行くということに至るべき態度を持つてゐるに、この獨禁法の真の意義があるのでありまして、ここに通産大臣の介入を許して、時々經濟界の変動に即応するがごとき法律の解釈が行われるというがごときは、これまた獨禁法を有名無実にする以外の何ものでもないというところを申し上げなければならぬのであります。

従来より通産省は財閥保護育成の官庁であります。日本における自由主義の經濟政策推進の本部であることは、私が申し上げるまでもなく、ここにおられる通産省出身の先輩同僚各位が親しく御存じの通りであります。おのずからその罪惡を繰返して来たことは、同僚先輩諸君を前にしてあえてこれを確言してはばからぬのであります。

が、この財閥擁護の通産省の所管大臣に、認可権に匹敵する協議権を与えるということは、まさに財閥の手代に認可権を与えたと同じ結果になることを、私は申し上げたいのであります。

化学肥料、砂糖、綿糸等、通産省の介入による價格輸入割当、生産割当等は、いずれも獨禁法違反の疑いの顯著なるものであります。が、公正取引委員会は、その事実を知りつつも、斷固たる審決を下し得ずして今日に至つてゐることは、私の最も悲しみとするところであります。操縦に至つては完全なる獨禁法違反である。この操縦により、十社は不當なる利益を獲得した反面、中小企業者は全般的に倒産するとともに、紡績関係労働者は二万名近くも餓死せられてゐる事實に對し、公正取引委員会は、遂にわれわれの期待する処置を施し得ずして今日に至つておるのであります。政府は、この財閥の要求により、過去の違反事實を実績として、今まさに法律的に制度化するとして、今まさに一歩を進んで、公正取引委員会をもつた弱体化せんとおるのであります。通産省は諸官庁を通じて最も汚職の多い役所であります。国民の信頼より見て、カルテルの認可、不許可というがごとき、最も利権のとりまとう業務を取扱わしむることは、さらに危険であるといわなければならぬのでありまして、認可権はあくまでも公正取引委員会一本にしておくべきであつて、いかなる形においても、通産省の介入は危険の上なしという斷定のもとに、われわれはあくまでも反対をしなければならぬのであります。

なお再販価格維持契約の点について

でも、一言触れたいと思うのであります。第二十四条において、再販価格維持契約を認めておるのであります。医薬品公正取引協議会等よりこれが実現を要望されておられますが、直接一般消費者の利害に關係する問題であり、今日この制度を導入しなければならぬ理由が明確でない点より見て、われわれはどういふ賛意を表するわけには行かぬのであります。特に社会主義的經濟の立場からは、その独占はあくまでも社会的、公的独占のみ許さるべきであつて、その他は一切これを認めることが、理論上にも矛盾してゐるというところを、われわれは申し上げなければならぬのであります。米國においては、マツギヤール法において嚴格な条件のものに、従来再販価格維持が許されてゐたが、今日非契約者拘束制度について再検討が続けられ、禁止の方向に進みつつあるということも私は申し上げておきたいのであります。

なお私は世界の情勢から見て、獨禁法に反対をいたしたいと思ふのであります。が、今日の世界の情勢は、共產主義國家は別として、獨禁法を制定することは、一つの常識となつておるのであります。獨禁法的考え方の方の本来であります。アメリカは別としても、イギリス、カナダ等の英連邦諸國や、スイス、スエーデン、オランダ等にもカルテル取締法があり、フランスとベルギーは今新たに法案を立案中であり、西独は現にカルテル禁止の占領法規があるのみならず、独自の競争制限防止法案が国会に上程されんといたしておるのであります。まさに世界の趨勢は、獨禁法の存在するところであり、これを強化せんとする趨勢

であり、獨禁法のない文明諸國においては、早急にこれをつくり上げんといたしておるのが世界の趨勢であるにもかかわらず、ひとり日本の国会は、この世界の趨勢に相反して、今までの獨禁法を緩和し、あるいは無にせんとするがごとき逆コースへと進みつつあるものでありまして、まさに世界の趨勢に反逆する反動的行為であるとわれわれは論じなければならぬのであります。

今日歐洲各國の直面する問題は、カルテル取締法をもう持つた持たぬかという点ではないのでありまして、カルテル原則的に禁止する法律としてこれを認めるかという点にわかれておるのであります。特にわが國においては、申し上げるまでもなく、獨禁法は終戦後の革新的立法の一つであつて、平和条約によつて承認せられた法律であり、これを忠実に施行することは、わが國の國際的義務となつておるのであります。われわれは、この際、わずかの景氣変動によつてこれを改正緩和することが、日本の國際的信用にも相等重大な影響を及ぼすことをあわせて考慮しなければならぬのであります。われわれは以上の諸情勢から見て、獨禁法はあくまでも成立当初の嚴格なカルテル禁止法であるべきであるといふところの原則論に立ちまして、わが國独自の經濟政策を加味した經濟立法として進むことが正しいことを確信するものであります。今後の日本の經濟は、日本工業界が安くていいものをつくり出すという単純な結論以外に自立の方法がないことを私はここで極言いたしたいのであります。安易なカルテルなんかの方法で逃避し、政府

の保護と独占によつて、消費大衆を搾取し、その犠牲の上に少数者の安定をはからんとするがごときは、断じてわが經濟の進むべき道でないということとを申し上げたいのでありまして、この意味においてもわれわれは反対をいたしたいのであります。

なお最後に一言申し上げておきたいことは、公取委員会の従来のあり方であります。わが党は公取委員会が至嚴なる獨禁法の番人として、その存在を認めるにやぶさかではないのであります。が、従来獨禁法が成立して以来、公取委員会の歩み方を見ておると、ことごとくわれわれの期待に反しておるというところは率直に申し上げなければならぬのであります。あるいは獨禁法を發動いたしまして、床屋組合に疑義があるとかあるいはふる屋のふる銭に獨禁法違反の疑義があるとか、そういう方面のみ至嚴なる活動を發揮せられておられますが、もちろんわれわれはそれの榮動を不可とするものではないと認めます。否認するものではございません。大いに調査、審決をお願いしたいのであります。しかし、それに先んじて、ほんとうに獨禁法の精神から見るならば、財閥の企業活動の独占にこそ秋霜烈日なところの活動を行つてもらわなければならぬにもかかわらず、そうしたならうべき敵に對しましては、実に動作は緩慢でありまして、あるいは知るがごとく知らざるがごとき態度を持続しておることは、われわれの最も悲しむところでありまして、どうかこの法律の改正に際しましては、公取委員会においても十分反省せられまして、改正せられたこの惡法に對し、至嚴なる運用の妙を發揮して、

従来の改正前の法律にまさる至誠なる
弊勳運動をいたされんことを切望いた
しまして、私の反対意見にかえる次第
であります。(拍手)

○佐伯委員長 山本勝市君。

○山本(勝)委員 私は自由党を代表い
たしまして、上程せられました独占禁
止法の修正案に賛成、また修正部分を
除く原案に賛成をいたします。

昭和二十二年につくられましたこの
私の独占の禁止及び公正取引の確保に
関する法律、いわゆる独占禁止法は、
ただいまの憲法や農地調整法や労働関
係調整法とともに、占領治下に連合
軍、実際には米国の初期の対日政策の
一環として与えられたものであること
は申すまでもありません。この独占禁
止法の目的とするところが、いわゆる
資本主義経済体制のもとで公正かつ自
由な競争秩序を維持せしむることによ
つて、民主的経済基礎を助長発展せし
むることにあつたことは、疑いを入れ
ないところであります。けれども、同
時に日本経済の弱体化、日本経済の非
軍事化を目指して財閥解体と経済力集
中排除措置以後の新たに復活するやも
しれないところの強力なる企業体の出
現を防止することを目的としていたこ
とも争ひのない事実と考えられます。
かかる政治的背景のもとに与えられた
法律でありますゆえに、自由競争秩
序の確保を目的とする法律ではありま
したけれども、米国の反トラスト法以
上にはるかに厳格なものとつたので
あると私は解釈しておるのであります。
その後昭和二十三年の初頭以来、
米国の対日政策の転換につれて、賠償
の大幅解除、集中排除法適用の大幅緩
和が行われ、二十四年五月にはドッジ

政策の実行に伴う経済の沈滞を経済的
背景として、独占禁止法の五十箇条に
わたる大幅な改正が行われたことは
御承知の通りであります。この大幅改
正によつて、独占禁止法は米国の反ト
ラスト現行法にある程度まで近づい
たことになったのであります。しかし、
カルテル、トラストの禁止の原則に
は、何らの変更も許されなかつたので
あります。その後経済的には朝鮮プー
ムの経済的沈滞と政治的には講和独立
を背景といたしまして、不況切抜けの
ため、また輸出振興のために合理化の
要請は、独占禁止法による経済的共同
行為の自由の禁止が耐えがたいものと
感ぜられるに至り、独占禁止法の改正
緩和への要望は、財界の熾烈な要求と
なつて参りました。特定中小企業法の
定に關する臨時措置法並びに輸出取引
法が独禁法の適用除外法の法規として成
立し、綿糸布調整組合の設立について
さへも、公取委員会として、黙認す
るのほかなき状況に立ち至つたのもこ
のためであると考えます。かかる経済
を経て独占禁止法に対する再度の大幅
改正が企てられ、本年二月三日正式発
表され、第十五国会に提出されるに至
り、解散によつて流れましたが、御承
知の通り今回第十六国会に再び提出さ
れた次第であります。かような次第で
ありますから、われわれ、経済安定委
員会においては、一日も早く改正案を
通過させたいと考えて審議を進めて参
りましたが、審議をすればするほど原
案の不備が現われて参りました。審議
が長引いて遂に今日に至つたことは委
員諸君の御承知の通りであります。私
の考えによりますと、原案の不備の根
本的原因はどこにあるかと申します

と、第一にはカルテル行為の認定は公
取に、認可は通産大臣にというふう
に二本建になつておることが一つの欠点
であります。第二にカルテル等共同行
為が原則として相かわらず否定せら
れ、例外的にのみ厳格な条件のもとに
認可されることになつておるにすぎな
いことでもあります。第三には独占と共
同行為による競争の制限とは同じもの
ではないにもかかわらず、これを同一
物と観念いたしておることでありま
す。第四にカルテル行為は破壊的な競
争を防ぐために必然のものであり、こ
れは独占ではなくて一種の競争形態に
はかならぬ。従つてそれによつて独占
禁止法の目的である自由競争の経済秩
序が、侵害されるよりも、よりよく確
保されるものであるということが原案
の提案者によつてもよく理解されてい
ない点であります。この点は先ほど来
の両社会党の諸君の考えとは相当大き
な開きを感じるものであります。社会党
の諸君は、カルテルは大企業のみを保
護する。大企業においてのみカルテル
が成立するということを申されまし
た。私もこの事実は間違いないと考
えます。しかし何ゆえに大企業にのみ
カルテルが成立するのか。何ゆえに中
小企業においてカルテルの成立が困難
であるかということを考えますと、い
わゆる大企業においては固定資本が比
較的大きい。固定資本は一たび投じら
れてしまつたものでありますからこれ
を制限することができない。つまり固
定資本の制限が技術的に不可能である
ために、固定資本の大きな事業が競争
をいたしますと、いずれの企業も固定
資本の償却をすることができない程度
に価格を引下げて競争するということ

が必然に起るから、大きな企業におい
てカルテルが成立するのであります。
そのカルテルが成立しないとしたら、
大きな固定資本を持つておる事業はと
ういふ立ち行かないという理由に基
くものと私は考えます。

第五に再販価格維持契約の規定で
多くの除外例を認めたということは、
これは原案におきましてまた修正案
においても私は一つの大きな欠点であ
ると考えます。自由競争の経済秩序を
確保するといふ独占禁止法の本来の目
的を十分に達成するためには、個々の
企業体の競争を原則的に是認するばか
りではなく、共同して競争することを
も原則的に自由とし、ただその濫用を
防止するといふ英国式の独占禁止法に
改めることが必要だと考えます。

第二に再販価格維持契約の規定を
ほんとうに空文化にせしめないうた
は、除外例を認めないで、消費組合
その他の組合員諸君も一般市民と同じ
値段で買ひ取つて、そこに出来る利益
はこれを分配するなり、厚生施設に授
けるなりするということによつて再販
価格維持契約の規定も空文化しない
し、また消費組合その他の除外例とな
つております団体の方々も不利益をこ
うむることではないのだと私は考えてお
るのであります。ただこのような点に
おきましては、今回の修正案において
は私どもの党の考えますところは他の
諸君の同意を得ることができなかった
のでありますけれども、しかしながら
最初に申しました通り、今日の独占禁
止法の改正は現行のものに比べれば少
くともベターである。修正案はさらに
ベターである。独占禁止法は今後われ
われのたゆまざる努力によつて、でき

ただけすみやかにこれをつくつて行く
ことを期待して、私はベターという意
味で今回の修正案の程度で満足するの
はかはないと考へた次第であります。
大体そのような意味において修正案に
賛成、原案に対しては修正部分を除く
部分に対して賛成をいたします。

○佐伯委員長 以上で討論は終りまし
た。

引續いて私の独占の禁止及び公正取
引の確保に關する法律の一部を改正す
る法律案について採決いたします。ま
ず修正案につき採決いたします。栗田
英男君外十七名提出の修正案に賛成の
諸君の御起立を願います。

〔賛成者起立〕

○佐伯委員長 起立多数。よつて修正
案は可決せられました。

次に修正部分を除く原案につき採決
いたします。賛成の諸君の御起立を願
います。

〔賛成者起立〕

○佐伯委員長 起立多数。よつて本案
は栗田英男君外十七名提出の修正案の
通り修正議決すべきものと決しまし
た。

なお本案に対する委員会報告書作成
の件につきましては委員長に御一任を
願ひたいと存じますが、御異議はござ
いせんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○佐伯委員長 それではそのように決
定いたします。

一言ごあいさつ申し上げます。

独占禁止法は本月初頭以来三週の長
きにわたつて、与野党とも何らの
私情をはさまず、堂々たる論議の根柢
をたずねて立法院の權威を發揮せら
れ、ここにその終結を見るに至りまし

た。ことにこの間幾多の失態を演じました。ふなれた委員長を御助成せられ、その職責を全うさせていただきましたことを特に重ねてつつしんで感謝の辞を申し上げる次第であります。

本日はこれにて散会いたします。

午後五時二十一分散会

〔参照〕

私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の一部を改正する法律案（内閣提出）に関する報告書

〔都合により別冊附録に掲載〕

昭和二十八年八月四日印刷

昭和二十八年八月五日発行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局